

Title	『新唐書』回鶻伝の再検討 : 唐前半期の鉄勒研究に向けて
Author(s)	西田, 祐子
Citation	内陸アジア言語の研究. 2011, 26, p. 75-139
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/50615
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

『新唐書』回鶻伝の再検討 ——唐前半期の鉄勒研究に向けて——

西田 祐子

1. はじめに

唐朝については、ユーラシア史の視点から見直しが現在盛んに進められているが、とりわけ近年は、そこに参入していたテュルク系遊牧民出身の人々の活動に強い関心が向けられている。彼らの存在は、これまでも知られていた唐の国際性をますます強く印象付けると同時に、遊牧民の騎馬軍事力に注目する近年の研究動向の中にあつて重要な考察対象として捉えられるべきものである。彼らテュルク人に関する分析は、史料状況・研究手法の変化の影響も受けて著しく発展しており、同じく近年盛んなソグド研究と並んで唐代史研究の重要な切り口となっている⁽¹⁾。

唐へのテュルク人流入の一つの画期は、貞観四(630)年の唐による突厥第一可汗国打倒であろう。国を失った突厥遺民の一部は、故地を離れて唐へなだれ込んだ。突厥第一可汗国瓦解後、モンゴリアは同じテュルク系の薛延陀によって支配されていたが、唐朝は貞観二十(646)年にそれをも撃ち破ることに成功する。翌年の貞観二十一(647)年にはモンゴリアに散在していた鉄勒と呼ばれるテュルク系遊牧民諸部の大規模な帰順を受け入れ、ゴビ以北の地にまで羈縻州や都護府が設置された。ゴビ以北の地に対する唐の実効的な影響力があつたとすればこれ以降であり、薛延陀打倒と貞観二十一年の鉄勒諸

(1) 日本におけるテュルク人研究は、基本的な漢籍史料と突厥文字で刻まれた古代トルコ語碑文に依拠して進められていた。一方、近年は新出の墓誌を活用する研究が増えており、新たな展開を迎えている。テュルク系・ソグド系の人々に着目して唐代史と中央ユーラシア史とを結びつける近年の研究動向、及びそこでの墓誌等の石刻史料の活用については、最新の動向を概説的にまとめている [石見 2010] を参照されたい。

部帰順もまた、唐へのテュルク人流入における一つの画期であったと言える。しかしながら、鉄勒の一部であるにもかかわらず、鉄勒諸部が大挙して帰順したこの出来事に先駆けて、早くも貞観六(632)年に帰順して唐の一員となっていた集団があった。それこそが、今後筆者の扱おうとする契苾である。

契苾に言及する先行研究を簡単にまとめるならば、まず鉄勒史の文脈で彼らに触れているものが挙げられる。そのうち契苾について最も詳しいのは、鉄勒全体の動向を対象とした小野川秀美氏の戦前の論考である⁽²⁾。また、小野川氏が唐へ帰順する以前の状況から論じ始めているのに対し、帰順以降を特に扱っているものとして榮新江氏の考察があり、そこにも契苾へのやや詳しい言及が見られる⁽³⁾。そして、古代トルコ語官称号の研究においても、契苾に関する史料が貴重な事例の一つとして引合いに出されている⁽⁴⁾。他方、唐の吐谷渾征伐(貞観七(633)年)、高昌遠征(貞観十四(640)年)、遼東遠征(貞観十九(645)年)、龍朔元(661)年、乾封元(666)年等)で活躍した契苾何力は蕃将として有名であり、陳寅恪氏以来の蕃将研究において何力に触れないものはない。更には、何力が率いていたと考えられている契苾の集団にも併せて言及される場合がある⁽⁵⁾。新しい研究としては「契苾通墓誌」を取り上げた西村陽子氏の論考が挙げられるが⁽⁶⁾、これは沙陀研究⁽⁷⁾の立場からのものである。

このように、契苾は鉄勒史、古代トルコ語官称号の研究、蕃将研究、沙陀研究といった複数の研究テーマと関連性を持つ興味深い存在である。翻って、

(2) [小野川 1940].

(3) [榮 1991] 特に pp. 283-290.

(4) [護 1964 (1967)].

(5) [陳 1957 (1980)]. 蕃将を扱う研究は数多く存在するが、特に重要なものとしては [谷口 1978] [章 1986] [馬 1990] 等.

(6) [西村 2005] [西村 2008].

(7) 沙陀研究は、五代王朝のうち後唐・後晋・後漢・後周の4王朝の設立者である沙陀に着目したもので、淵源として唐にも遡って沙陀を分析することで五代史にメスを入れようとするものである [西村 2008, p. 1]. 下って宋が勃興するまでの歴史の流れも視野に入れており、他方ソグド研究との関連も深く、近年活況な領域の一つである。研究史は [石見 2005] に詳しい。

彼らに関する情報は、これらの諸テーマからの言及に堪えるほど史料中に伝わっているということでもある。特に、契苾何力⁽⁸⁾の一族である契苾氏⁽⁸⁾については、西村氏の取り上げた「契苾通墓誌」を含めて数世代分の墓誌・神道碑のテキストが残っており⁽⁹⁾、石刻史料の分析というアプローチも可能である。こうした史料状況は、鉄勒諸部の中では比較的恵まれているものだと言って過言ではない。

ただし、上で述べた諸研究は契苾そのものに焦点を絞ったものではなく、むしろ鉄勒や蕃將等それぞれの全体像を描くことを中心的な目的としているため、契苾に限って見れば十分に分析されたものであるとは言えず、どれも専論とは見做しがたい。現在唯一の専論だと思われるのは石見清裕氏の「九姓突厥契苾李中郎墓誌」を紹介した論文だが、主な関心は既存の史料中に見出せない墓主「契苾李中郎」が何者であるかという点にあり、唐代の契苾の動向全般については先行研究として小野川氏の説明を踏襲している⁽¹⁰⁾。また、西村氏の論考は「契苾通墓誌」全体を取り上げているという意味において専論と看做し得るかもしれないが、先にも触れた通り主題は沙陀研究であり、契苾そのものへの切り込みは深くない。そもそも、唐末を主な関心の対象としているため、唐前半期の契苾についてはほとんど問題とせず、やはり先行研究に従って簡潔に説明するのみである⁽¹¹⁾。したがって現時点では、筆者が関心を寄せる唐前半期の契苾の動向を専門的に論じた研究は、残念ながら皆無と言わざるを得ないだろう。

(8) 本稿では、契苾何力及び彼の一族を契苾氏の語を以て表す。史料上には、契苾氏だと看做せる者の他、別流の人物と捉えるべき人物も見える。[石見 1990 (1998)] 参照。

(9) 以下に、知られている契苾氏の墓誌・神道碑を、代表的な録文とともに挙げる。「契苾明碑」(録文：『全唐文』巻 187, 婁師徳条, [岑 1958, pp. 801-809]), 「契苾嵩墓誌銘」(『補遺』6, p. 413, [岑 1958, pp. 825-827]), 「契苾夫人墓誌銘」(『昭陵碑石』pp. 214-215), 「渾公夫人契苾氏墓誌銘」(『補遺』7, p. 350)。これらの墓主たちの関係は、[西村 2008, p. 10] の系譜を参照。

(10) [石見 1990 (1998, pp. 220-221)]。

(11) 両『唐書』契苾何力伝及び [小野川 1940] [榮 1991] [石見 1990 (1998)] 等の先行研究を注に引き、短く叙述するに留まる [西村 2008, p. 8]。

さて、契苾に対応する名称は非漢語文献中には未だ発見されておらず⁽¹²⁾、彼らの動向は漢文中にしか見出すことができないのが現状である。そういった中で、先に触れたような契苾氏らの墓誌・神道碑文に残る記述はとても貴重な情報を提供している。とはいっても、それらの内容はやはり散発的で偏りがあり、実際には、ほとんどの先行研究がそうであるように、契苾に関する推論の大部分は比較的系統立てて叙述されている二次的な編纂史料に依拠することになる。分量のまとまった記述としては、たとえば『旧唐書』に契苾何力の、『新唐書』に契苾何力とその子契苾明の列伝が見えるが⁽¹³⁾、それ以外にも契苾の活動を窺わせる記事は正史を始めとする典籍類に散見する。このような編纂史料中の記事一つ一つが、契苾を考察する際に重要な手掛かりとなる。

ところで、前提を固めるのは論理的推論の基本だと思われるが、文献史学における前提とは文献すなわち史料であり、推論の堅固さは依拠する史料の信憑性に左右される。まず史料批判の方針を設定し、それに基づいた検討の結果テキストに与えた評価が、あらゆる推論の基盤となるのである。史料的価値を高く評価できたテキストであれば積極的に推論に用いるべきであり、史料的価値が低いと判断せざるを得ないテキストであれば、いかに興味深い内容であっても通常は推論に用いるべきではない。もし、史料的価値が低いテキストを推論の根拠として用いたならば、導かれた結論に誤りが含まれる可能性は格段に高まり、再検討の余地を多分に残すことになる。したがって、

(12) テュルク系遊牧民部落であれば「契苾」の原語は古代トルコ語である可能性が高いが、古代トルコ語の中に「契苾」の原語と見られる語は未だ指摘されていない。他方、敦煌出土の Stäel-Holstein 文書コータン語部分に見出せる氏族名・部族名のうち *kāribari* (*kārabārā*) が、Henning 氏の比定以来、**qorbar* もしくは **qurbar* と復元されて契苾(契必)に当てられている [Henning 1938, p. 556]。後に、漢文史料中に現れる「九姓」について考察した片山章雄氏は、「九姓」の内訳として漢文史料で列举される氏族名・部族名が本文書に見える名称と対応するものと解釈し、Henning 氏以来の比定を追認している [片山 1981, pp. 46-47]。ただし、これは完全な孤証であり、他の在証例はまだ指摘されていない。

(13) 『旧唐書』巻 109 (pp. 3291-3294)、『新唐書』巻 110 (pp. 4117-4121)。

二次的であるというだけで史料的価値が低く見積もられる編纂史料のみに依拠せざるを得ない研究テーマの場合は、特に、史料批判の方法が有効かどうかが慎重かつ客観的に判断されなければなるまい。とりわけ、唐代史研究に用いる基本的な編纂史料では、複数の書や巻で同じ内容の記事が共有されていることが非常に多く、一言一句違わない部分もあれば字句・文レベルの異同が見られる部分もあり、様々な程度に改変・節略・追記が施されていたり記事の順番が入れ替えられたりしている。このような類似の記述群を扱う際には、最も基礎的な作業として、記事の取捨選択等の対処が適切な方法の下でおこなわれることが、まずは求められるはずである（以下本稿では、このような分析を指して、**編纂史料の基礎的分析**、もしくは単に**基礎的分析**と呼ぶ）。

唐前半期の契苾を含む鉄勒集団の動向についても、当然ながら適切な基礎的分析によって編纂史料テキストの史料的価値を判断することが考察の第一歩であるべきである。ところが、先に紹介した小野川氏の論考は、諸史料の整合理解に努めてはいるものの、編纂史料の記述そのものが含んでいる問題に十分に意識が向けられているとはいえ、少なくとも契苾に関する記述においては、信憑性の低い史料を推論の根拠としている場合がある。それにもかかわらず、後続の諸論考でも依然として基礎的分析は尽くされておらず、再検討されるべき問題箇所が、実は無批判に踏襲されているのである。編纂史料の基礎的分析そのものは周知の古典的手法であり、先行研究がそれらをおこなわなかったというのではないが、その程度が十分でないために明らかな誤りを生じている部分があるということは指摘せざるを得ない。そして、それらの誤りの多くは、最も遅く成立した関連諸書の一つである正史『新唐書』の記述を正しく批判しなかったために生じていると筆者は捉えている。

以上により、唐前半期の契苾に関心を寄せる筆者は、関連する編纂史料のうち特に『新唐書』を強く問題視し⁽¹⁴⁾、その基礎的分析を深くおこなうことを通じて、従来描かれてきた契苾の動向に部分的な修正を加えたい。しかし先にも述べた通り、そのためには分析方法が適切であることが求められ、その有効性をまずは示す必要がある。そこで、『新唐書』に見える具体的な契苾の動向については稿を改めて考察することにし、本稿においては、編纂史料『新唐書』に潜む問題点を明らかにしつつ、関連史料の基礎的分析に有効な方法の一例を示したい。このためにはそれなりにまとまった分量の記述を扱うべきであるが、だからといって関連する記述群すべてを今ここに扱うことは困難であるし、必須でもないだろう。したがって本稿では、『新唐書』の契苾に関連する列伝から、特に問題の多いと思われる回鶻伝を対象を選んで基礎的分析をおこなう。

2. 『新唐書』回鶻伝（前半部分）の再検討

(1) 先行研究の整理

本稿において基礎的分析の対象とするテキストは、契苾を含む鉄勒諸部の動向が現れている諸史料のうち、『新唐書』回鶻伝の8世紀半ばまでに關する記述である。回鶻伝を選んだ理由は、この伝における史料的な問題点が既に先学によって指摘されているためである。また、8世紀半ばまでとしたのは、後に詳しく触れるが、C. Mackerras氏がウイグル可汗国(744-840)に関する両『唐書』ウイグル伝⁽¹⁵⁾の記述を既に詳細に扱っていることによる。このため、『新唐

-
- (14) 『新唐書』については、史料的な問題点は早くから指摘されており、史料論の観点からの言及は数多く存在するが、一例として〔古賀 1971, pp. 7-12〕を参照されたい。『新唐書』の記事に多くの問題が含まれているという認識自体はかなり一般的であり (cf. 〔礪波他 2006, p. 116〕 (妹尾)), 論考中で『新唐書』の記事を扱う際に研究者が慎重な態度を示す例は枚挙に暇がないため、ここでは割愛する。
- (15) ウイグルという名称については、複数の漢字表記が存在する。特に伝・項目のタイトルとしては、『新唐書』では回鶻伝、『旧唐書』では迴紇伝、というように書によって異なる。本稿では、個々に言及する際は各書の表記に合わせ、まとめて扱う。

書』回鶻伝の記述がウイグル可汗国に関する内容に移り変わる部分で前半と後半を区別し、本稿では前半部分を分析対象とすることにした。⁽¹⁶⁾

最初に、『新唐書』回鶻伝のテキストの問題に触れている研究を簡単に整理しておこう。まず、本稿で扱う前半部分に関係する範囲では、羽田亨氏と松田壽男氏による史料論的観点からの重要な指摘がある。『隋書』鉄勒伝、『旧唐書』鉄勒伝・迴紇伝、『新唐書』回鶻伝の冒頭部分はよく似ており、一見して複雑な関係にあることが察せられるが、それに気附いて合理的な説明を試みたのは羽田亨氏であった。羽田氏は、当時ヨーロッパの研究者によって鉄勒とウイグルが同一視される傾向にあった原因を、両『唐書』ウイグル伝の冒頭部分が『隋書』鉄勒伝の記事を写してしまっている点に見出し、ウイグル伝当該部分の史料的価値の低さを指摘した⁽¹⁷⁾。ただし、この指摘はあくまで伝の冒頭に関するものであるに過ぎず、羽田氏の「唐代回鶻史の研究」において『新唐書』回鶻伝の冒頭に続く部分が縦横に用いられていたことには注

↘ 場合はカタカナ表記を用いることにする。また、ウイグルというテュルク系遊牧民集団そのものを指す場合は、特に漢字表記の必要がある場合を除いてカタカナ表記を用いる。また、先行研究の引用の際には、それぞれの表記に従う。

(16) Mackerras 氏の両『唐書』ウイグル伝に対する訳注は、それぞれ次に示す箇所から開始されている。『旧唐書』巻 195：「(天宝) 三載，擊破拔悉密，自稱骨咄祿毗伽闕可汗 … (後略) …」 (p. 5198)，『新唐書』巻 217 上：「有詔拜爲骨祿毗伽闕懷仁可汗 … (後略) …」 (p. 6114) [Mackerras 1972, pp. 54-55]。本稿で扱う範囲と Mackerras 氏の扱う範囲との間には『旧唐書』で約 400 字、『新唐書』で約 200 字が残されているが、この箇所には、いわゆる「九姓」に関わる重要な記述が存在している。本来ならば、この箇所も本稿において基礎的分析の対象とすべきであるが、この箇所における字句の異同状況は、この箇所に至るまでの他のテキストと明らかに異なっている。先学によって指摘されている通り、両『唐書』と『唐会要』とで「九姓」の内訳を含めて記述が大きく異なっているが、これこそがいわゆる「九姓」問題の生じる原因であり、この箇所を分析することは「九姓」問題を論じることを意味する。cf. [羽田 1919 (1957)] [橋本 1933] [片山 1981]。これは、本稿で取り上げる『新唐書』の議論とは別に扱われなければならない問題であろう。それゆえ、本稿ではこの箇所を扱わないこととし、「九姓」問題には立ち入らない。なお、この箇所の記述については、大部分を片山章雄氏が引用し、本稿とは異なる問題意識の下で考察を加えている [片山 1981, pp. 44-45]。

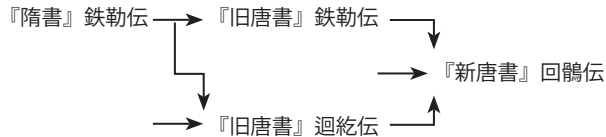
(17) [羽田 1919 (1957, pp. 325-326)].

意が必要である⁽¹⁸⁾。そこでは、史料間の矛盾があるとき、テキスト成立の前後関係に着目して先行するテキストを採用するという批判方法によった検討ではなく、すべての史料を並列的に扱った上で解釈の整合性を重んじて情報を取捨するという方法を取っている場合が多いが、これはヨーロッパ研究者の誤解の原因となった史料の扱い方と本質的には異ならない。つまり、先の指摘こそ重大であったが、目的はヨーロッパ研究者に浸透していた“鉄勒＝ウイグル”という誤解を訂正することのみであったとも言え、関連する編纂史料全体の基礎的分析という課題には手がつけられていない。

更に若干の検討を加えて羽田氏の指摘を深化させたのが、松田壽男氏である。松田氏によると、「『新唐書』の編者は、廻紇すなわち鉄勒と確信して」いたと考えられ、「『新唐書』の回鶻伝は、鉄勒・回鶻の両者に関する史料を二つながら含めて、これを混合したもの。従って、その伝文に基づいて直ちに鉄勒すなわち回鶻と断定するのは、誤りも甚だしいといわなければならない」のだという⁽¹⁹⁾。松田氏は、そのテキストの継承関係を【図1】のように示した。

【図1】

[松田 1956
(1970, p. 227)] より



この指摘は、論考中に引用された各伝テキストを一見すればまさしく頷けるものであり、現在では周知のことでもあろう。松田氏の言及は、テキストそのものに加えて『新唐書』“編者”の存在も明確に意識することによって、『新唐書』回鶻伝と他書の複雑な関係に関する羽田氏の指摘を、冒頭部分のみならず“編者”が扱ったであろう回鶻伝テキスト全体にまで当てはめること

(18) [羽田 回鶻]。この論文は、羽田氏が京都大学に提出した学位請求論文の第1篇に相当し、未公表であったが、氏の没後1957年に出版された論文集に収録された。学位論文はこれと[羽田1919(1957)]及び他の1篇で構成されていた[羽田1957, はしがき]。

(19) [松田 1956(1970, pp. 227-228)]。一部、旧字は新字に改め、『』は筆者が補った。

に成功している点で、高く評価できる。松田氏は他の論考においても“編者”を想定した史料分析を熱心におこなっており⁽²⁰⁾、上の指摘も、この発想が編纂史料の分析のために有効であるという確信があつてなされたものであると思われる。ところが、松田氏も【図1】のような継承関係を説明する際には『新唐書』回鶻伝・『旧唐書』鉄勒伝の冒頭しか引用しておらず、「その伝文に基づいて直ちに鉄勒すなわち回鶻と断定するのは、誤りも甚だしいといわなければならない」と述べている通り⁽²¹⁾、やはりこの指摘に関する限りでは、伝統的に生じていた“鉄勒＝ウイグル”という誤解を打ち消すことに強い意図があつたようである。羽田・松田両氏の指摘は、確かに『新唐書』回鶻伝の問題点を後の研究者にはつきりと認識させるものであつたものの、それによつて『新唐書』回鶻伝及び関連史料の基礎的分析が徹底的におこなわれたと言ふことはできない。

1972年には、両『唐書』ウイグル伝の2つの重要な訳注が出版されている。1つは、先に言及した、オーストラリアで出版されたC. Mackerras氏の英語訳注であり⁽²²⁾、もう1つは、ほぼ同時期に出版された平凡社東洋文庫の正史北狄伝シリーズに収録されている佐口透氏の日本語訳注である⁽²³⁾。前者は、その副題(A Study in Sino-Uighur Relations 744-840)にもあるように、ウイグル可汗国(744-840)に主な関心が置かれており、訳注の対象もウイグル可汗国期に限定されている。しかし、訳は両『唐書』記事の対応が視覚的に分かるように工夫された方法で示され、編纂史料の性質を踏まえた詳細な分析がおこ

(20) 例として[松田 1930 (1970)] や [松田 1940 (1987)] を挙げることができる。『新唐書』西域伝東女国条(巻221上)について述べている[松田 1940 (1987)] は、『新唐書』編者が『旧唐書』西南蛮伝東女国条(巻197)をもとにして、『大唐西域記』の記事をも採用して記述しているとする。その理解の上でなされた女国に関する松田氏の考察は後に佐藤長氏によって一部批判されたが、テキストの考証についてはおおむね支持を得ている[佐藤 1958, pp. 122-157「女国に関する諸記録」及び「女国、蘇毗、吐蕃の区別」]。

(21) [松田 1956 (1970, p. 228)].

(22) [Mackerras 1972].

(23) [佐口 1972].

なわれており、興味深い⁽²⁴⁾。ただし、ウイグル可汗国成立以前の状況については、Pulleyblank 氏や Chavannes 氏による欧文訳の『旧唐書』等を用いて簡単に概観する程度に留まっている⁽²⁵⁾。一方、後者の佐口氏の訳注は、一般書としての性質上やや簡略ながらも、両『唐書』ウイグル伝全文に訳注を施しており、本稿での分析対象である『新唐書』回鶻伝前半部分も扱っている。佐口氏はこの訳注書で『隋書』『旧唐書』の鉄勒伝も担当しており、「回鶻伝」節の前書きには、羽田・松田両氏の指摘を踏まえた概観も述べている⁽²⁶⁾。しかし、訳注本文において、十分な基礎的分析を経ていない研究に時折依拠していることがある。また、両氏の訳注に対しては、出版同年に提出された書評において森安孝夫氏が漢文テキストの原文に基づく詳細な再検討で不足を補っており、これも同時に参考すべきであるが、ここでは Mackerras 氏の訳注の範囲に合わせてウイグル可汗国期の記述しか扱われていない⁽²⁷⁾。

その後、1989 年には劉美崧氏によって『両唐書回紇伝回鶻伝疏証』が出された⁽²⁸⁾。この書の基本構成は、『旧唐書』廻紇伝の原文に『新唐書』回鶻伝の異同部分を [] を用いて直接補充する方法で対照が示された上に、両書の他の部分や他書に見える関連記事を注で挙げるというものである⁽²⁹⁾。この手法

(24) 訳は、見開きの左ページに『旧唐書』、右ページに『新唐書』が、記述の対応関係に合わせて示されている [Mackerras 1972, pp. 54-125]。Mackerras 氏の作業については、森安孝夫氏の書評において、両『唐書』ウイグル伝の単なる解釈ではなく『冊府元龜』『資治通鑑』『唐會要』及び両『唐書』の本紀・他の列伝等との比較検討を通じてウイグル伝の原史料となったテキストへも注意を払っている点が、高く評価されている [森安 1972, p. 125]。

(25) [Mackerras 1972, pp. 7-8]。

(26) 『新唐書』回鶻伝は、『旧唐書』の鉄勒伝と廻紇伝を参照しつつ、広く史料を集めて回鶻の歴史を叙述しており、…(後略)… [佐口 1972, p. 300]。根拠は特記していないが、羽田・松田両氏の指摘を受けたものと解釈してよいだろう。

(27) [森安 1972] 及び [森安 1973] 補説。本稿における Mackerras・佐口両氏の訳注に関したまとめも、森安氏の書評を一部参考にした。

(28) [劉 1989]。

(29) ただし、この書は「回紇(鶻)本部」編と「回鶻屬部」編の2部に分かれているが、鉄勒鉄勒諸部の記述を扱う後者では、前者とは異なり、『新唐書』回鶻伝の附伝

は、それまでに出版されていた校注・訳注類が両『唐書』ウイグル伝を別個に扱う向きがあったことに対して意識的に採られたものであり⁽³⁰⁾、Mackerras 氏の訳注と共に、ウイグル伝のテキストに対する適切な取り組み方を提案する成果として画期的なものである。ただし、『旧唐書』の不足を『新唐書』の記述をそこへ組み込むことで補い、一つの文の姿にまとめるというこの書の手法は、実際には両『唐書』をもとにした更なる編纂物を生み出していることと結果的に変わらない。これは編纂史料の基礎的分析を達成するものではなく、二次的なテキストの“通読”を読者に促してしまうことにもなりかねないため⁽³¹⁾、本稿で明らかにする『新唐書』の問題点を見えにくくしているという意味では支持できない。注に集められた関連記事は比較的充実しているように見えるが、それにも分析が尽くされずに羅列で終わることがままある点はとても惜まれる。

このように、両『唐書』ウイグル伝には継続的に関心が寄せられ、分析の試みが蓄積されてきた。しかし、最近しばらくは両『唐書』ウイグル伝、特に『新唐書』回鶻伝のテキストそのものを史料論的な立場から扱った論考は見られない。両『唐書』ウイグル伝に部分的に基づき立論する研究は、ウイグルや鉄勒集団を中心的な対象とするものに限らず依然として散見されるが、ウイグル伝はテキストとして見直される機会のないまま今日に至っている。

↘ (鉄勒諸部を条に分けて伝える) をベースにして他史料で不足を補う方法を採用している。両『唐書』に対する立場が一貫していない点は、根本的に問題であろう。

(30) 附録として収録されている Mackerras 氏の訳注の序言要約に添えられた、劉氏のコメントに窺える [劉 1989, p. 201]。劉氏は Mackerras 氏の分析方法も評価している。

(31) 具体的な説明は別稿に譲るが、鉄勒を扱う諸研究の誤りはしばしば『新唐書』の“通読”が原因で生じていると筆者は考えている。

(32) 劉氏は、前注 29 で触れたように、鉄勒諸部に関連する記事を扱う時はなぜか『新唐書』をベースに採用してしまっていることから、『新唐書』テキストの持つ問題点を正確には認識していない可能性がある。[劉 1989] は、[羽田 1919 (1957)] や、羽田・松田両氏の指摘をよく参考している [佐口 1972] は参照しているが、松田氏の指摘については触れていない。そのためあっても、編者への注意は全体的に大きくない。

ところで、『新唐書』の他の外国列伝については、既に古畑徹氏が渤海伝（建国関係記事のみ）⁽³³⁾に、河内春人氏が日本伝（全文）に対して詳細な基礎的分析をおこなっている⁽³⁴⁾。古畑氏よりも後に分析をおこなった河内氏は、同じく『新唐書』の外国列伝を検討したものとして古畑氏の研究には特に言及しておらず、現時点で両者の分析は互いに独立していると言ってよい。そこで、本稿では回鶻伝の分析結果を示した後でこれらの先行研究の成果との比較もおこない、⁽³⁵⁾『新唐書』外国列伝一般の編纂にも目を向けて考察しておきたい。

(2) 『新唐書』回鶻伝（前半部分）の基礎的分析

唐代史研究の基本となる編纂史料では、同一の内容を持つ記述が複数の書、複数の箇所でも共有されている場合が極めて多い。一般的に、このような場合の各記事の史的価値は、テキストの成立時期の“古さ”をまず基準にし、最も古く成立したテキストを最も高く評価するものである。それは、成立時期が早いほうが、特別な理由がない限り原史料の記述を留めている度合いが大きいと考えられているからである。このテキストの成立時期は、しばしばテキストを収めている書の成立時期に置き換えて比較されているが、成立時期が遅い書にあるテキストでも、その書が編纂時に用いた原史料そのものが古ければ、貴重な記述として評価しなければならない。それゆえ、テキストの成立時期はあくまでも目安に過ぎず、実際は、そのテキストが何をもとにして撰述されたかという点が最も重視されなければならない。そして歴史学の最も基本的な態度としては、撰述の際に、もとにされた記事（依拠・引用・参照等の対象）、すなわち先行記事が現存する限り、論証の根拠としてはそちらのみを用いるべきであり、明らかに二次的である記述を積極的に採ってはならない。このようであるため、基礎的分析の手段の一つとして、各テキス

(33) [古畑 1984].

(34) [河内 2004].

(35) 両『唐書』外国列伝以外の部分については [藤井 2000] 等の研究もある。

トについて現存する先行記事があるかどうか、また、もしあるならどこにあるか、ということを確認に指摘する作業が有効であると考えられる。

したがって、本稿では分析対象の『新唐書』（成立年：北宋嘉祐五（1060）年）回鶻伝前半部分の全文について、まず、その先行記事が含まれていると予想される諸書の各伝・各条を対象に、対応関係を調べる（本章）。次に、そこで対応が不明であった部分について個別の検討を加える（第3、4章）。最初に調査をおこなう史料としては、先に紹介した松田氏の指摘及び古畑・河内両氏の分析⁽³⁶⁾を参考にすれば、『隋書』（唐顕慶元（656）年）、『通典』（唐貞元十七（801）年）、『旧唐書』（後晋開運二（945）年）、『唐会要』⁽³⁷⁾（北宋建隆二（981）年）、『太平寰宇記』（北宋10世紀末か）の鉄勒・ウイグルの各伝・条を挙げることができる。これらの諸書における伝・条を、本稿では基本先行史料群と呼ぶ。そのうち『太平寰宇記』のテキストは、『通典』及び『唐会要』の各条の引き写しで構成されていることが一目瞭然であるため、ここでの提示は省く。

諸書の記述との対応関係を一覧にしたものが【表1】である。

(36) [古畑 1984] では、『旧唐書』渤海靺鞨伝及び『五代会要』渤海条が、[河内 2004] では『旧唐書』日本伝・倭国伝、『通典』倭国条、『太平寰宇記』倭国条が、『新唐書』各伝の依拠したであろう史料として分析に用いられている。本稿では、『五代会要』に相当するものとして『唐会要』を挙げた。『五代会要』にも回鶻条は見えるが（巻28）、記述はわずかにウイグル可汗国について述べる他は甘州ウイグルに関するもので、本稿の分析対象の範囲と対応している記事はほとんどない。

(37) 『唐会要』成立の前に、その前身となった『会要』（貞元年間（785-804））及び『続会要』（大中七（853）年）があり、本稿で考察対象とするテキストはそのいずれかの段階から存在していた可能性が高いだろう。『唐会要』のテキストについては、通行本（本稿では上海古籍出版社の標点本を用いる）の他に、別系統の抄本系テキストが比べ参照されるべきものとして指摘されている [古畑 1989]。本稿での考察のために、金沢大学の古畑徹教授より抄本系『唐会要』テキストのコピーの恵贈を賜った。ここに記して、感謝申し上げたい。[古畑 1989] で紹介された静嘉堂抄本、台北 A 抄本、台北 B 抄本、四庫全書本、の4種類である。筆者の確認によると、本稿に関わる箇所抄本系テキストについては、通行本との異同が見られ興味深いものの、通行本に依拠する場合と比べて本稿の考察の主たる部分に大きな差が生じるものではなかった。そこで、本稿で『唐会要』のテキストを引用する際には、まず通行本に従って巻・条・頁を記し、抄本系に字句の異同がある場合には随時注記する形式をとる。

【表 1】『新唐書』回鶻伝前半部分 先行記事対照表

《分類欄》凡例

基本先行史料群からの単純な引用

- ① (○) ウイグル関係の内容：先行記事の文脈に沿っている引用
- ② (◇) ウイグル関係の内容：先行記事の文脈と比べて位置・順番を大きく変更した引用
- ③ (△) 鉄勒関係の内容：“鉄勒=ウイグル”の認識に基づいてなされた単純な引用

基本先行史料群からの単純な引用でない場合

- ④ (◆) 基本先行史料群以外の記述からの単純な引用
- ⑤ (▲) 先行記事に対して、③の範囲を超える恣意的な史料操作を加えた痕跡が見出せる箇所
- ⑥ (×) 先行記事である可能性の高い記述が見当たらない箇所

番号	対応番号	分類	『新唐書』回鶻伝 巻 217 上	『旧唐書』迴紇伝 巻 195	『旧唐書』鉄勒伝 巻 199 下	『唐会要』迴紇 巻 98
A (1)		○	回紇, 其先匈奴也.	迴紇, 其先匈奴之裔也.	鐵勒, 本匈奴別種.	
B (2)	G (14)				自突厥強盛, 鐵勒諸郡分散, 衆漸寡弱.	
(3)	G (15)	○ △	俗多乘高輪車, 元魏時亦號高車部.	在後魏時, 號鐵勒部落, 其衆微小, 其俗驍強, 依託高車, 臣屬突厥.		
(4)	G (15)	○ △	或曰敕勒, 訛爲鐵勒.	近謂之特勒.		
C (5)						
(6)	I (22) K (43)					
(7)						
(8)						
(9)						

※ 各書テキストの底本

『新唐書』『旧唐書』『隋書』『通典』：中華書局標本本。

『唐会要』：上海古籍出版社標本本。

抄本系テキストに字句の異同がある場合は、《備考欄》にて示す。

静 = 静嘉堂抄本, A = 台北 A 抄本, B = 台北 B 抄本, 四 = 四庫全書本 cf. [古畑 1989]

『冊府元龜』：中華書局, 明版影印・宋版影印本。

※ 他書の離れた行に対応する記述が見出せる場合は、《対応番号欄》にて対応先の行を番号で示す。

※ 《備考欄》の「★」は、本稿本文中に考察をおこなった箇所であることを示す。

『唐会要』鉄勒 卷 96	『隋書』鉄勒伝 卷 84	『通典』鉄勒 卷 199	その他の先行記事	備考	番号
鐵勒者, 本匈奴之別種.	鐵勒之先, 匈奴之苗裔也.	鐵勒之先, 匈奴之苗裔也.			A (1)
					B (2)
					(3)
					(4)
	種類最多. 自西海之東, 依據山谷, 往往不絕.	種類最多. 自西海之東, 依據山谷, 往往不絕.			C (5)
	獨洛河北有僕骨・同羅・韋紇・拔也古・覆羅, 並號俟斤. 蒙陳・吐如紇・斯結・渾・斛薛等諸姓, 勝兵可二萬.	獨洛河北有僕骨・同羅・韋紇・拔野古・覆羅, 並號俟斤. 蒙陳・吐如紇・斯結・渾・斛薛等諸姓, 勝兵可二萬.			(6)
	伊吾以西, 焉耆之北, 傍白山, 則有契弊・薄落・職乙・啞蘇婆・那曷・烏謹・紇骨・也啞・於尼謹等, 勝兵可二萬.	伊吾以西, 焉耆之北, 傍白山, 則有契弊・薄落・職乙・啞蘇婆・那曷・烏謹・紇骨・也啞・於尼謹等, 勝兵可二萬.			(7)
	金山西南有薛延陀・啞勒兒・十槃・達契等, 一萬餘兵.	金山西南有薛延陀・啞勒兒・十槃・達契等, 萬餘兵.			(8)
	康國北, 傍阿得水, 則有訶咥・曷藏・撥忽・比干・具海・曷比悉・何嵯蘇・拔也末・渴達等, 有三萬許兵. 得疑海東西, 有蘇路羯・三索咽・蔑促・隆忽等諸姓, 八千餘. 拂菻東則有恩屈・阿蘭・北褥九離・伏嚙昏等, 近二萬人. 北海南則都波等.	康國北, 傍阿得水, 則有訶咥・曷藏・撥忽・比干・具海・曷比悉・阿嵯蘇・拔也末・渴達等, 三萬餘兵. 傍疑海東西, 有蘇路羯・三索咽・蔑促・薛忽等諸姓, 八千餘兵. 拂菻東則有恩屈・阿蘭・北褥・九離・伏嚙昏等, 近二萬人. 北海南則都波等.			(9)

番号	対応番号	分類	『新唐書』回鶻伝	『旧唐書』迴紇伝	『旧唐書』鉄勒伝	『唐会要』迴紇
D (10)		△	其部落曰袁紇・薛延陀・契苾羽・都播・骨利幹・多覽葛・僕骨・拔野古・同羅・渾・思結・斛薛・奚結・阿跌・白雷，凡十有五種，皆散處碛北。		至武德初，有薛延陀・契苾・迴紇・都播・骨利幹・多覽葛・僕骨・拔野古・同羅・渾部・思結・斛薛・奚結・阿跌・白雷等，散在碛北。	
E (11)					薛延陀者，自云本姓薛氏，其先擊滅延陀而有其衆，因號爲薛延陀部。其官方兵器及風俗，大抵與突厥同。	
F (12)		▲	袁紇者，亦曰烏護，曰烏紇，至附曰韋紇。			
G (13)		○ △	其人驍彊，初無酋長，逐水草轉徙。 善騎射，喜盜鈔。 臣于突厥，突厥資其財力雄北荒。	無君長，居無恆所，隨水草流移。 人性凶忍，善騎射，貪婪尤甚，以寇抄爲生。 自突厥有國，東西征討，皆資其用，以制北荒。		
(14)	B (2)			隋開皇末，晉王廣北征突厥，大破步迦可汗，特勒於是分散。		
(15)						
(16)		○ △	大業中，處羅可汗攻會鐵勒部。 衰責其財，既又恐其怨，則集渠豪數百悉阬之。	大業元年，突厥處羅可汗擊特勒諸部。 厚斂其物，又猜忌薛延陀，恐爲變，遂集其渠帥數百人盡誅之。 特勒由是叛。	初，大業中，西突厥處羅可汗始強大，鐵勒諸部皆臣之。 而處羅徵稅無度，薛延陀等諸部皆怨，處羅大怒，誅其西帥百餘人，鐵勒相率而叛。	
(17)					共推契苾哥楞爲易勿眞莫賀可汗，居食汗山北，又以薛延陀乙失鉢爲也啞小可汗，居燕末山北。	
(18)					西突厥射匱可汗強盛，延陀・契苾二部並去可汗之號以臣之。迴紇等六部在鬱督軍山者，東屬於始畢，乙失鉢所部在金山者，西臣于葉護。	
(19)					貞觀二年，葉護可汗死，其國大亂。	

『唐会要』鉄勒	『隋書』鉄勒伝	『通典』鉄勒	その他の先行記事	備考	番号
武德初，有薛延陀・契苾・迴紇 ¹ ・都播・骨利幹・多覽葛・僕骨・拔野古・同羅・渾部・思結・斛薩・奚結・阿跌・白鶻等，散在磧北，皆鉄勒之部内諸部 ² 。				1「迴紇」：静，A、B〈廻訖〉 2「部」：四〈郡〉	D (10)
					E (11)
			←『唐会要』卷100 結骨国条	★	F (12)
	雖姓氏各別，總謂爲鉄勒，並無君長，分屬東西兩突厥，居無恒所，隨水草流移。 人性凶忍，善於騎射，貪婪尤甚，以寇抄爲生。近西邊者，頗爲藝植，多牛羊而少馬。 自突厥有國，東西征討，皆資其用，以制北荒。	雖姓氏各別，總謂爲鉄勒，並無君長，屬東西兩突厥，隨水草流移。 人性凶忍，善於騎射，貪婪尤甚，以寇掠爲生。近西邊者，頗爲藝植，多牛羊而少馬。 自突厥有國，東西征討，皆資其用，以制北荒。			G (13)
	開皇末，晋王廣北征，納啓民，大破步迦可汗，鉄勒於是分散。				(14)
		十六國慕容垂時塞北，後魏末河西，並云有敕勒部，鐵勒蓋言訛也。			(15)
隋大業中，西突厥處羅可汗強盛，鉄勒諸部皆臣之。 後處羅徵稅無度。 鉄勒相率而叛歸。	大業元年，突厥處羅可汗擊鉄勒諸部。 厚稅斂其物，又猜忌薛延陀等，恐爲變，遂集其魁帥數百人，盡誅之。 由是一時反叛，拒處羅。	隋大業元年，突厥處羅可汗擊鉄勒諸部。 厚其稅斂，又猜忌薛延陀等，恐爲變，遂集其魁帥數百人，盡誅之。 由是一時反叛，拒處羅。			(16)
	遂立俟利發・俟斤契弊歌楞爲易勿真莫何可汗，居食汗山，復立薛延陀内俟斤字也咥爲小可汗。處羅可汗既敗，莫何可汗始大，莫何勇毅絶倫，甚得衆心，爲鄰國所懼，伊吾・高昌・焉耆諸國悉附之。	遂立俟利發・俟斤契弊歌楞爲易勿真莫何可汗，居食汗山，復立薛延陀内俟斤字也咥爲小可汗。處羅既敗，莫何始大焉，甚得衆心，爲鄰國所懼，伊吾・高昌・焉耆諸國悉附之。			(17)
					(18)
及頡利政亂，皆屬于薛延陀。					(19)

番号	対応番号	分類	『新唐書』回紇伝	『旧唐書』迴紇伝	『旧唐書』鉄勒伝	『唐会要』迴紇
H (20)					※ 以下、薛延陀に ついての記述 : ⊕ 略 :	
(21)						
I (22)	C (6)	◇ △	韋紇乃并僕骨・同羅・拔野古叛去，自爲俟斤，稱回紇。	特勒始有僕骨・同羅・迴紇・拔野古・覆羅，並號俟斤，後稱迴紇焉。		
J (23)		▲	回紇姓藥羅葛氏。			
(24)		○	居薛延陀北，娑陵水上。	在薛延陀北境，居娑陵水側。		迴紇在薛延陀北境，居近娑陵水。
(25)		○	距京師七千里。	去長安六千九百里，隨逐水草。		去京師六千 ¹ 九百里。
(26)		○	衆十萬，勝兵半之。	勝兵五萬，人口十萬人。		勝兵五萬，人口十萬。
(27)						先屬於突厥。
(28)	K (44)	◇	地磧鹵，畜多大足羊。			
K (29)		○	有時健俟斤者，衆始推爲君長。	初，有特健俟斤，死。		初，有特健 ¹ 俟斤，死。
(30)		○	子曰菩薩。	有子曰菩薩。		有子曰菩薩。
(31)	K (37)	◇	材勇有謀，嗜獵射，戰必身先，所向輒摧破，故下皆畏附，爲時健所逐。			
(32)		○	時健死，部人賢菩薩，立之。	部落以爲賢而立之。		部落以爲賢而立之。
(33)	K (40)			貞觀初，菩薩與薛延陀侵突厥北邊。 突厥頡利可汗遣子欲谷設率十萬騎討之，菩薩領騎五千與戰，破之於馬鬣山，因逐北至於天山，又進擊，大破之，俘其部衆。		
(34)	K (41)			迴紇由是大振。		由是大振。
(35)	K (42)			因率其衆附于薛延陀，號菩薩爲活頡利發。		
(36)				仍遣使朝貢。		
(37)	K (31)			菩薩，勁勇有膽氣，善籌策，每對敵臨陣，必身先士卒，以少制衆，常以戰陣射獵爲務。		菩薩勁勇有膽氣，善籌策，常以少制衆。
(38)		○	母曰烏羅渾，性嚴明，能決平部事。	其母烏羅渾，主知爭訟之事，平反嚴明，部內齊肅。		其母烏羅渾，主知爭訟之事，平決嚴明。

『唐会要』鉄勒	『隋書』鉄勒伝	『通典』鉄勒	その他の先行記事	備考	番号
	其俗大抵與突厥同，唯丈夫婚畢，便就妻家，待產乳男女，然後歸舍，死者埋殯之，此其異也。	其俗大抵與突厥同，唯丈夫婚畢，便就妻家，待產乳男女然後歸，此其異也。			H (20)
	大業三年，遣使貢方物，自是不絕云。	『通典』鉄勒ここまで			(21)
	『隋書』鉄勒伝ここまで				I (22)
				★	J (23)
		『通典』廻紇 卷 200			(24)
		廻紇在薛延陁北境，居延婆陵水， 去長安萬六千九百里。		I「千」：静，B <七>	(25)
		勝兵五萬人，			(26)
		先屬突厥。			(27)
					(28)
		初，有時健俟斤，死， 子菩薩，		I「特健」：静， A、B <時健>	K (29)
					(30)
					(31)
		立。			(32)
		大唐貞觀初，與薛延陁俱叛突厥頡利可汗，侵其北邊， 頡利遣騎討之，戰於天山，大破之，俘其部衆。			(33)
					(34)
		廻紇由是率其衆附於薛延陁，號爲活頡利發。			(35)
		仍遣使朝貢。			(36)
					(37)
					(38)

番号	対応番号	分類	『新唐書』回鶻伝	『旧唐書』迴紇伝	『旧唐書』鉄勒伝	『唐会要』迴紇
K (39)		○	回紇繇是尙盛。	迴紇之盛，由菩薩之興焉。		
(40)	K (33)	◇	與薛延陀共攻突厥北邊，頡利遣欲谷設領騎十萬討之，菩薩身將五千騎破之馬鬣山，追北至天山，大俘其部人。			
(41)	K (34)	◇	聲震北方。			
(42)	K (35)	◇	繇是附薛延陀，相脣齒，號活頡利發。			
(43)	C (6)	◇ △	樹牙獨樂水上。			
(44)	J (28)					其地沙鹵，有大羊，而足長五寸。
(45)		×	貞觀三年，始來朝，獻方物。			
(46)		○	突厥已亡，惟回紇與薛延陀爲最雄強。	貞觀中，擒降突厥頡利等可汗之後，北虜唯菩薩・薛延陀爲盛。		
(47)				太宗册北突厥莫賀咄爲可汗，遣統迴紇・僕骨・同羅・思結・阿跌等部。		
L (48)		○	菩薩死，其酋胡祿俟利發吐迷度，與諸部攻薛延陀，殘之，并有其地。	迴紇酋帥吐迷度，與諸部大破薛延陀多彌可汗，遂併其部曲，奄有其地。		
M (49)		○	遂南踰賀蘭山，境諸河。	貞觀二十年，南過賀蘭山，臨黃河。		
(50)		○	遣使者獻款。	遣使入貢。		
(51)		○ △	太宗爲幸靈州。	以破薛延陀功，賜宴內殿，太宗幸靈武，受其降款。		
(52)		○ △	次涇陽，受其功。			
(53)		△	於是鐵勒十一部皆來言「延陀不事大國，以自取亡，其下磨駭鳥散，不知所之。今各有分地，願歸命天子，請置唐官」。			
(54)	Q (75)					

『唐会要』鉄勒	『隋書』鉄勒伝	『通典』迴紇	その他の先行記事	備考	番号
					K (39)
					(40)
					(41)
					(42)
					(43)
		其地沙鹵，有大羊，而 足長五寸。			(44)
				★	(45)
					(46)
					(47)
					L (48)
					M (49)
					(50)
貞觀 ¹ 二十年，既破延陀， 太宗幸靈州。				1「貞觀」：静， A、B〈正觀〉	(51)
次涇 ¹ 關嶺 ² 。				1「涇」：静(經) 2「嶺」：静，A、 B、四〈縣〉	(52)
鐵勒迴鶻 ¹ ・拔野古・同 羅・僕骨・多覽葛・思結・ 阿跌・契丹・奚・渾・ 斛薩等十一姓，各遣使 朝貢 ² ，奏稱「延陀可汗 不事大國，暴虐無道， 不能與奴等爲主人，自 死敗 ³ ，部落鳥散，不知 所之，奴等各有分地， 不能遂延陀去 ⁴ ，歸命天 子，願賜哀憐，乞置漢 官司，養育奴等 ⁵ 」。		及薛延陁之敗，其大酋 胡祿俟利發吐速度率其 部詣闕，請同編戶。		1「迴鶻」：静， A〈廻紇〉 2「遣使朝貢」： 静，A、B、四 〈遣使朝貢獻〉 3「自死敗」： 静，A、B、四 〈以自死敗〉 4「延陀去」： 静，A、B、四 〈延陀去也〉 5「養育奴等」： 四〈養育〉	(53)
		自突厥衰滅，其國漸盛， 國主亦號可汗。			(54)

番号	対応番号	分類	『新唐書』回鶻伝	『旧唐書』迴紇伝	『旧唐書』鉄勒伝	『唐会要』迴紇
M (55)						
(56)		△	有詔張飲高會，引見渠長等，以唐官官之。			
(57)		△	凡數千人。		… (中略) …	
(58)	P (74) N (65) N (64)			因請迴鶻已南置郵通，通管北方。太宗爲置六府七州。府置都督，州置刺史，府州皆置長史・司馬已下官主之。	※ 以上，薛延陀についての記述	
N (59)		△	明年復入朝。		二十一年，契苾・迴紇等十餘部落以薛延陀亡散殆盡，乃相繼歸國。	貞觀二十一年正月，率衆內附。
(60)		○	乃以回紇部爲瀚海。		太宗各因其地土，擇其部落，置爲州府。以迴紇部爲瀚海都督府。	
(61)	Q (75)			拜其俟利發吐迷度爲懷化大將軍兼瀚海都督。時吐迷度已自稱可汗，署官號，皆如突厥故事。		
(62)		△	多覽葛部爲燕然，僕骨部爲金微，拔野古部爲幽陵，同羅部爲龜林，思結部爲廬山，皆號都督府。以渾爲卑蘭州，斛薛爲高關州，阿跌爲鶻田州，契苾爲鶻田州，契苾羽爲榆溪州，奚結爲鶻鹿州，思結爲鶻鹿州，白靺爲真顔州。	以多覽爲燕然府，僕骨部爲金微府，拔野古爲幽陵府，同羅爲龜林府，思結爲廬山府，渾部爲卑蘭州，斛薛爲高關州，阿跌爲鶻田州，契苾爲榆溪州，奚結爲鶻鹿州，阿布思爲鶻鹿州，白靺爲真顔州。	僕骨部爲金微都督府，多覽葛部爲燕然都督府，拔野古部爲幽陵都督府，同羅部爲龜林都督府，思結部爲廬山都督府，渾部爲卑蘭州，斛薛部爲高關州，奚結部爲鶻鹿州，阿跌部爲鶻田州，契苾羽部爲榆溪州，思結部爲鶻鹿州，白靺部爲真顔州。凡一十三州。	

『唐会要』鉄勒	『隋書』鉄勒伝	『通典』迴紇	その他の先行記事	備考	番号
太宗 ¹ 以破延陀，欲遂空漠庭，見其使至，甚悅，遣黃門侍郎褚遂良引于縣廳，浮觴積載 ² 以禮之，夜分乃已 ³ 。				1「太宗」：四〈是時太宗〉 2「載」：静，A，B〈鹵〉，四〈肉〉 3「已」：静，A，B〈以〉，四〈散〉	M (55)
異日，召鐵勒等並入行宮，張樂以宴之，拜爲郎將及昭武校尉等官，乃降璽書勞其酋長，及齎 ¹ 綾錦等，以將厚意，仍遣與乘輿會于靈州，并使右領軍中郎將安永壽往報焉。				1「齎」：静，A，B〈資〉，四〈資〉	(56)
十一月，太宗至靈州，鐵勒諸部俟斤頡利發等諸姓至靈州數千人，咸請列其地爲州縣。又曰「願得天至尊爲奴等作可汗，子孫 ¹ 嘗爲天至尊作奴 ² ，死無恨」。於是北荒悉平。太宗爲賦詩 ³ 以敘其事，公卿咸請勅於石，從之。				1「子孫」：静，A，B，四〈可汗子孫〉 2「作奴」：四〈臣屬〉 3「賦詩」：静，A，B〈言詩〉	(57)
					(58)
二十一年正月，鐵勒迴紇俟利紇 ² 等諸姓並同詣闕朝見。			『冊府元龜』卷170 二十一年正月。	★ 1「貞觀」：静，A，B〈正觀〉 2「紇」：静，A，B，四〈茲〉	N (59)
			以鐵勒迴紇部置渤海都督。		(60)
					(61)
			置金微都督府，拔野右部置幽陵都督府，同羅部置龜林都督府，思結部置盧山都督府，吐渾部置臯蘭州，斛薩部置高闕州，奚結部置鷄鹿山，阿鐵部置鷄鹿州，契苾羽部置榆溪州，思結部置歸林州，白霫部置眞顔州。		(62)

番号	対応番号	分類	『新唐書』回鶻伝	『旧唐書』迴紇伝	『旧唐書』鉄勒伝	『唐会要』迴紇
N (63)		△	其西北結骨部爲堅昆府，北骨利幹爲玄闕州，東北俱羅勃爲燭龍州。	又以迴紇西北結骨爲堅昆府，其北骨利幹爲玄闕州，東北俱羅勃爲燭龍州。		
(64)	M(58)	△	皆以酋領爲都督・刺史・長史・司馬。		拜其酋長爲都督・刺史。	
(65)		△	卽故軍于臺置燕然都護府統之，六都督・七州皆隸屬。	於故軍于臺，置燕然都護府統之，以專實貢。		
(66)		▲	以李素立爲燕然都護。			
(67)		△	其都督・刺史給玄金魚符，黃金爲文。		給玄金魚以爲符信，又置燕然都護以統之。	
O (68)						
(69)						
(70)		△	天子方招龍遠夷，作絳黃瑞錦文袍，寶刀・珍器賜之。帝坐祕殿，陳十部樂。		是歲，太宗以鐵勒諸部並皆內屬，詔賜京城百姓大酺三日。	
(71)		◆	殿前設高站，置朱提瓶其上，潛泉浮酒，自左閣通站趾注之瓶，轉受百斛釐盞，回紇數千人飲畢，尚不能半。			
(72)		◆	又詔文武五品官以上祖飲尚書省中。			

『唐会要』鉄勒	『隋書』鉄勒伝	『通典』迴紇	その他の先行記事	備考	番号
					N (63)
			鐵勒等諸部，其渠帥各率所部歸附，並列地爲州，即其酋長爲刺史。		(64)
					(65)
				★	(66)
			其都督，竝給玄金魚，金字。		(67)
			先是，帝擊破突厥，其蕃望子弟，多授以侍衛之官，沙漠之人，素愛錦繡，帝既招來遐域，將賜其所好者，因錦文所用縞纒而錯綜其色花葉翔走，事各殊形，或將班賜近蕃酋首，大爲榮寵。		O (68)
			鐵勒等之來也，帝賜其金銀器物及綾錦，各有數。		(69)
太宗親賚以 ¹ 緋黃瑞錦及標 ² 領袍，鐵勒等視 ³ 而驚駭，以爲未嘗聞見，捧戴拜謝，盤叫於 ⁴ 塵埃中。及還蕃，太宗御天成殿，陳十部樂而遣之。			帝又親賚其緋黃地瑞錦標領袍，鐵勒等視而驚駭，以爲未嘗聞見，捧戴拜謝，盤叫於塵埃中。及還，帝御天成殿，陳十部樂宴而遣之。	1「以」：靜，A、B、四〈其〉 2「標」：靜，A、B〈標〉 3「視」：四〈觀〉於，四〈盤舞於〉 4「盤叫於」：靜，A、B〈盤（一字空格）於〉，四〈盤舞於〉	(70)
			設高站於殿，前置銀餅於站上，自左內閣潛流酒泉，通站脚而涌入殿前餅中，又置大銀盆其實百斛，傾餅注於盆中，鐵勒數十人不飲其半，雜類驚駭，私相謂曰「天子賜我曹此餅，還部落中頓之，豈不嘗足酒也」。	★	(71)
			又詔文武品已上，令外厨給酒藏於尚書都堂，以饒之。	★	(72)

番号	対応番号	分類	『新唐書』回鶻伝	『旧唐書』迴紇伝	『旧唐書』鉄勒伝	『唐会要』迴紇
P (73)		◆	渠領共言「生荒陋地，歸身聖化。天至尊賜官爵，與爲百姓。依唐若父母然，請於回紇・突厥部治大塗，號『參天至尊道』，世爲唐臣。」			
(74)		◆	乃詔嶺南鸞鶴泉之陽置過鄆六十八所，具羣馬・種・肉待使客，歲內貂皮爲賦。			
Q (75)	M(54) N(61)	◇	乃拜吐迷度爲懷化大將軍・瀚海都督。然私自號可汗，署官吏，豈似突厥。			
(76)		×	有外宰相六、內宰相三，又有都督・將軍・司馬之號。			
(77)		▲	帝更詔時健俟斤它部爲祁連州，隸靈州都督。			
(78)		×	白雷它部爲居延州。			
(79)						永徽元年，延陀首領先逃逸者請歸國，高宗更置溪州以安恤之。
R (80)	R (82)			貞觀二十二年，吐迷度爲其姪烏紇所殺。		
(81)		○	吐迷度兄子烏紇，蒸吐迷度之妻，遂與俱陸莫賀達干俱羅勃賀達干俱羅勃謀亂而歸車鼻可汗，二人者皆車鼻婿。	初，烏紇蒸其叔母，遂與俱陸莫賀達干俱羅勃潛謀殺吐迷度，以歸車鼻。烏紇・俱羅勃，並車鼻之婿也。		
(82)	R (80)	○	故烏紇領騎夜劫吐迷度，殺之。	烏紇遂夜領騎十餘劫吐迷度，殺之。		
(83)		○	燕然副都護元禮臣，遣使給烏紇，許白爲都督，烏紇不疑，即往謝，因斬以徇。	燕然副都護元禮臣，遣人給烏紇云「將奏而爲都督，替吐迷度也」。烏紇輕騎至禮臣所，跪拜致謝，禮臣擒而斬之，以聞。		

『唐会要』鉄勒	『隋書』鉄勒伝	『通典』迴紇	その他の先行記事	備考	番号
			廻紇等奏「奴身僻在遠野無人之地，歸身聖化。天至尊賜與奴等官職・雜物，殺身不能以報，奴等既爲百姓，於天至尊處往來向父母邊，一種總請，於廻紇以南，突厥以北，開一道，呼爲『參天至尊道』。」	★	P (73)
			乃詔司徒長孫無忌・司空房玄齡等，與其籌之，宜逐水草，量置鄆驛總六十八所，各有群馬・酒肉，以供過使，并請解作文奏人，擬爲表疏，每歲貢貂皮，以充賦。	★	(74)
			『冊府元龜』ここまで		Q (75)
				★	(76)
			『唐会要』靈州都護府 貞觀二十三年二月四日，西蕃沙鉢羅葉護率衆歸附，以阿史德時建俟斤部落置舉蘭・祁連二州，隸靈州都督府。至永徽元年廢。	★	(77)
			『唐会要』ここまで		
			←『資治通鑑』卷199	★	(78)
					(79)
					R (80)
					(81)
					(82)
					(83)

番号	対応番号	分類	『新唐書』回鶻伝	『旧唐書』迴紇伝	『旧唐書』鉄勒伝	『唐会要』迴紇
R (84)		○	帝恐諸部攜解。	太宗，恐迴紇部落携離。		
(85)		○	命兵部尚書崔敦禮持節臨撫，贈吐迷度左衛大將軍，賙祭備厚。擢其子婆閏左驍衛大將軍，襲父所領。	十月，遣兵部尚書崔敦禮往安撫之，仍以敦禮爲金山道副將軍，贈吐迷度左衛大將軍，賙物及衣服設祭甚厚，以吐迷度子，前左屯衛大將軍・翊衛左郎將婆閏，爲左驍衛大將軍，大俟利發・使持節迴紇部落諸軍事，瀚海都督。		
S (86)		○	俱羅勃既入朝，帝不遣。	後俱羅勃來朝，太宗留之不遣。		
T (87)				詔，西突厥可汗阿史那賀魯統五啜五俟斤二十餘部，居多羅斯水南，去西州馬行十五日程。迴紇不肯西屬突厥。		
(88)		○	阿史那賀魯之盜北庭，婆閏以騎五萬助契苾何力等破賀魯，收北庭。	永徽二年，賀魯破北庭，詔將軍梁建方・契苾何力領兵二萬，取迴紇五萬騎，大破賀魯，收復北庭。		
(89)		○	又從伊麗道行軍總管任雅相等再破賀魯金牙山。	顯慶元年，賀魯又犯邊，詔程知節・蘇定方・任雅相・蕭嗣業領兵并迴紇大破賀魯於陰山，再破於金牙山，盡取所據之地，西逐至耶羅川，賀魯西奔石國，婆閏隨蘇定方逐賀魯至石國西北蘇咄城，城主伊涅達干執賀魯送洛陽。以其地置漳池・崑陵府，以阿史那彌射・阿史那步真爲二府都督，統十姓右廂五弩失畢，左廂五咄陸。以賀魯種落分置州縣，西盡波斯。		
U (90)		○	遷右衛大將軍。	加婆閏右衛大將軍兼瀚海都督。		顯慶三年十二月，以迴紇故嚙龍 ¹ 州刺史吐迷度子婆閏授右 ² 衛大將軍。
V (91)		○	從討高麗有功。	永徽六年，迴鶻遣兵，隨蕭嗣業，討高麗。		
W (92)		○	婆閏死，子比栗嗣。	龍朔中，婆閏死，姪比栗毒主領迴鶻。		
(93)		○	龍朔中，以燕然都護府領回紇，更號瀚海都護府。			龍朔三年二月，移燕然都護府於迴紇部落，仍改名瀚海都護府。其瀚海都護府移雲中古城，改名雲中都護府。

『唐会要』鉄勒	『隋書』鉄勒伝	『通典』迴紇	その他の先行記事	備考	番号
					R (84)
					(85)
					S (86)
					T (87)
					(88)
					(89)
				1 「燭龍」: 静, A, B < 煩龍 > 2 「右」: 静, A, 「古」	U (90)
					V (91)
					W (92)
					(93)

番号	対応番号	分類	『新唐書』回鶻伝	『旧唐書』迴紇伝	『旧唐書』鉄勒伝	『唐会要』迴紇
W (94)		○	以磧爲限、大抵北諸蕃悉隸之。			仍以磧 ¹ 爲界。磧以北諸州 ² 爲蕃州、悉隸瀚海、磧南並隸雲中。
(95)	W(92)					婆閭卒、妹比來栗代立、比來栗卒、子獨解支立。
X (96)						
Y (97)				與同羅・僕固犯邊、高宗命鄭仁泰討平僕固等、比粟毒敗走、因以鐵勒本部爲天山縣。		
Z (98)		○	比粟死、子獨解支嗣。	永隆中、獨解支。		
(99)		○	武后時、突厥默啜方彊、取鐵勒故地、故回紇與契苾・思結・渾三部度磧、徙甘・涼間、然唐常取其壯騎佐赤水軍云。		至則天時、突厥強盛、鐵勒諸部在漠北者漸爲所併、迴紇・契苾・思結・渾部徙于甘・涼二州之地。	其都督、親屬及部落征戰有功者、並自磧北移居甘州界、故天寶末、取驍壯、以充赤水軍騎士。
(100)						在磧北者、自則天後、並爲默啜所役屬。
(101)						仍別立都督以統之、獨解支卒、子伏帝匄 ¹ 立、爲河西經略副使兼赤水軍使。

『唐会要』鉄勒	『隋書』鉄勒伝	『通典』迴紇	その他の先行記事	備考	番号
				1「碩」：静, A, B <願> 2「諸州爲」：静, A, B, 四 <諸爲>	W (94)
					(95)
麟德中, 餘黨復叛,					X (96)
乾封元年三月, 鐵勒道行軍大總管・右武衛大將軍鄭仁泰・左武衛大將軍薛仁貴破鐵勒之衆於天山。 初, 泰等將發京, 內宴以餞之。積甲於殿前, 令仁貴試之。帝曰「古之善射, 能有穿七札 ¹ 者, 卿且射五重」。仁貴射而徹之, 帝大驚賞, 更取堅甲 ² 以賜之。時九姓有衆十餘萬, 令驍健數十 ³ 人, 逆來挑戰。仁貴發三矢, 射殺三人, 其 ⁴ 餘一時下馬請降。仁貴恐爲後患, 並坑殺之。更就磧北安撫 ⁵ 餘衆, 擒其僞葉護兄弟三人而還。軍中歌曰「將軍三箭定天山, 戰士長歌入漢關」。是後遂絕邊患 ⁶ 。			1「札」：静 <孔>, A <北>, B, 四 <札> 2「賞更取堅甲」：静, A, B, 四 <賞取甲> 3「十」：四 <十> 4「其」：静, A, B <自> 5「按撫」：静, A, B, 四 <討> 6「遂絕邊患」：静, A, B, 四 <遂絶>	Y (97)	
『唐会要』鉄勒ここまで					
					Z (98)
					(99)
					(100)
				1「伏帝匈」：静, A, B <帝匈>	(101)

番号	対応番号	分類	『新唐書』回鶻伝	『旧唐書』迴紇伝	『旧唐書』鉄勒伝	『唐会要』迴紇	
AA(102)		○	獨解支死。子伏帝匄立。	嗣聖中、伏帝匄。			
(103)		◆	明年、助唐攻殺默啜。於是別部移健頡利發與同羅・雷等皆來、詔置其部於大武軍北。				
BB(104)		○	伏帝匄死、子承宗立。	開元中、承宗・伏帝難。		開元 ¹ 七年、伏帝匄 ² 卒、贈特進、遣使 ³ 祭。子承宗立。	
(105)				並繼爲酋長、皆受都督號以統蕃州、左殺右殺分管諸部。			
CC(106)		○	涼州都督王君奭誣暴其罪、流死瀘州。當此時、回紇稍不循、族子瀚海府司馬護輸乘衆怨、共殺君奭。	開元中、迴鶻漸盛、殺涼州都督王君奭。		承宗爲涼州都督王君奭 ¹ 誣奏、長流瀘州而死、其部落猶存。	
(107)		○	梗絕安西諸國朝貢道。	斷安西諸國入長安路。			
(108)		×	久之、奔突厥、死。				
DD(109)					其骨利幹北距大海、去京師最遠、自古未通中國。貞觀中遣使來朝貢、遣雲麾將軍康蘇密往慰撫之、仍列其地爲玄闕州。俄又遣使隨蘇密使入朝、獻良馬十四。太宗奇其駿異、爲之制名、號爲十驥。一日騰霜白、二日皎雪驄、三日凝露驄、四日懸光驄、五日決波驄、六日飛霞驄、七日發電赤、八日流風、九日朝麟紫、十日奔虹赤。又爲文以敘其事。自延陀叛後、朝貢遂絕。		
FF(110)					『旧唐書』鉄勒伝ここまで		

『唐会要』鉄勒	『隋書』鉄勒伝	『通典』迴紇	その他の先行記事	備考	番号
					AA(102)
			『旧唐書』卷8,玄宗上 (開元四年,六月)癸酉,突厥可汗默啜爲九姓拔曳固所殺,斬其首送于京師。默啜兄子小殺繼立爲可汗。是夏,山東・河南・河北蝗蟲大起,遣使分捕而瘞之。其迴紇・同羅・霫・勃曳固・僕固五部落來附,於大武軍北安置。	★	(103)
			『旧唐書』卷8 ここまで		
				1「開元」:B 〈開元〉 2「伏帝匄」:静, A,B〈帝匄〉 3「弔」:静,A, B〈吊〉	BB(104)
					(105)
				1「奠」:A,B〈奠〉	CC(106)
					(107)
				★	(108)
					DD(109)
		開元十五年,使大臣梅祿啜來朝,獻名馬焉。			FF(110)
		『通典』迴紇ここまで			

先行記事との関係のパターンは、基本先行史料群からの単純な引用を基本とする場合と、そうでない場合に大きく分かれる。更に、前者については、①ウイグル関係の内容で、先行記事の前後の文脈に沿っている完全な引用、もしくは若干の節略・改変がある単純な引用（○）、②ウイグル関係の内容で、先行記事の前後の文脈と比べて位置・順番を大きく変更している単純な引用（◇）、③鉄勒関係の内容で、“鉄勒＝ウイグル”の認識に基づいてなされた単純な引用（△）、という区別しておく。また、後者については、④基本先行史料群以外の記述からの単純な引用（◆）、⑤先行記事に対して、③の範囲を超える恣意的な史料操作を加えた痕跡が見出せる箇所（▲）、⑥先行記事である可能性の高い記述が見当たらない箇所（×）がある。以上の①～⑥について「○、◇、△、◆、▲、×」の記号で【表1】に分類を示した。

【表1】を一見すれば、『新唐書』回鶻伝前半部分のほぼすべてについて先行記事が現存していることが明らかとなる。その中でも大部分は①～③（○、◇、△）であり、諸書のウイグル関係の記事と鉄勒関係の記事を綯い交ぜにし、時おり順序を入れ替えて構成されているのが『新唐書』回鶻伝前半部分であることが分かる。①～③（○、◇、△）については、歴史学の論拠としては『新唐書』ではなく対応する先行記事を用いなければならないことを確認するに留め、【表1】で示した以上に深くは立ち入らないでおきたい。

ただし、基本先行史料群と比較しても一見明らかな対応部分が見つからない記事④～⑥（◆、▲、×）＝F (12), J (23), K (45), N (66), O (71), O (72), P (73), P (74), Q (76), Q (77), Q (78), AA (103), CC (108)については、『新唐書』回鶻伝前半部分の性質を明らかにするために個別に考察を加えておく必要がある。

3. 個別の記事の検討 1

上で挙げた対応部分が不明確な記事のうち、『隋書』以下の諸書の鉄勒・ウイグル条以外の部分に『新唐書』が依拠したと思いき記述が見出せるのは、**N (66)**、**O (71)**、**O (72)**、**P (73)**、**P (74)** (以上まとめてN～P)、**Q (77)**、**AA (103)**である。まず、これらについて検討しておこう⁽³⁸⁾。

順序は前後するが、先に**Q (77)**、**AA (103)**について見よう。

Q (77)「帝更詔時健俟斤它部爲祁連州，隸靈州都督」の対応記事は、『唐会要』に見出せる。

【史料1】『唐会要』卷73，靈州都督府 (pp. 1559-1560)

貞觀二十三年⁽³⁹⁾二月四日，西蕃沙鉢羅葉護⁽⁴⁰⁾率衆歸附，以阿史德特建俟斤部落置臯蘭・祁連二州，隸靈州都督府。至永徽元年廢。

貞觀二十三(649)年二月四日，西蕃沙鉢羅葉護衆を率いて歸附し，阿史德特建俟斤の部落を以て臯蘭・祁連の二州を置き，靈州都督府に隸せしむ。永徽元年に至りて廢す。

【史料1】の「特建俟斤」と**Q (77)**の「時健俟斤」は，どちらの表記が正しいかわからないが，字形の類似から同一人物を指すと判断して問題あるまい。**Q (77)**も【史料1】も，「時健(特建)俟斤」という人物の部落に「祁連州」を置いて「靈州都督(府)」に隸属させたという内容を伝えており，キーワードと出来事は一致している。**Q (77)**と対応する記述は他に見出せず，**Q (77)**が【史料1】に基づいた記事である可能性は高い。しかしそれならば，【史料1】から**Q (77)**への節略にはどのような意味があるのだろうか。「西蕃」とはここ

(38) これらについては，本稿で指摘する先行記事との対応関係を【表1】にも示した。

(39) 抄本系テキストは，静嘉堂抄本(以下静)，台北A抄本(以下A)，台北B抄本(以下B)，四庫全書本(以下四)すべて，「貞觀二十年」に作る。

(40) 抄本系テキストは，静，A，B，四すべて「沙鉢羅葉」とし，「護」字が脱落している。とするならば，前注にあるように抄本系が「貞觀二十年」としているのも，「三」字の単なる脱落かもしれない。ここでは通行本の「貞觀二十三年」に従っておく。

では西突厥のことである。「阿史德」は明らかに突厥の可汗氏族である阿史那氏の姻族の姓であって、【史料1】自体は突厥集団に置かれた羈縻州の説明のようである。そうだとすると、この記事が回鶻伝に混入しているのは不自然だとも思えるのだが、ここは『新唐書』編者が“鉄勒＝ウイグル”と考えているという松田氏の指摘を手掛かりにしてテキストの状況を踏まえれば、次のような推測が可能である。

【史料1】で「阿史德特建俟斤部落」に置かれた阜蘭・祁連の2州のうち前者は、貞観二十一年に帰順した鉄勒諸部の渾に置かれた羈縻州と同名である⁽⁴¹⁾。そのため、“鉄勒＝ウイグル”だと考えている『新唐書』編者はこのことに着目し、羈縻州名の一致を理由に「阿史德特建俟斤部落」を鉄勒の部族であると看做して回鶻伝に採録することにした。ところが、渾に阜蘭州が設置されたと記しておきながら(N(62))、別名の部族に再び同名の阜蘭州が置かれたと記述すると、文脈が不自然になってしまう。しかし、だからといって渾への阜蘭州設置のほうを事実ではないと看做して却下することができるかといえば、『旧唐書』迴紇伝がそう伝えている限り『新唐書』編者には簡単には退けられなかった⁽⁴²⁾。そこで、編者はこの記事が阜蘭州に着目して選び出したにもかかわらず、【史料1】をもとにQ(77)を撰述する段では阜蘭州への言及を意図的に不採用とした。また、「阿史德」というのは突厥人の姓として(または更に可汗氏族の姻族の姓として)おそらく知っていたから、“鉄勒＝ウイグル”の伝であることにそぐわないため同様に削除した。更に、「西蕃」もウイグルとは無関係だと判断して削除した。一方、【史料1】には貞観二十三年とあり、『旧唐書』迴紇伝に則った回鶻伝の構成上、貞観二十一年の鉄勒諸部帰順に関する記述の後に続けて置かなければならない。そこで編者は「帝更詔」

(41) 【表1】N(62)参照。『新唐書』以外の書は「渾」を「渾部」に作る。

(42) 従来『新唐書』一般に言われているように、回鶻伝についても基本的に『旧唐書』の対応部分を一番の抛り所としていることが【表1】から分かる。そのため、他書・他列伝から得た記事を優先するために『旧唐書』迴紇伝の記述を大きく変更しようとする考えは、『新唐書』編者にあまり働かなかったのではないかと考えられる。

の3字を加え、貞観二十一年の出来事とは区別できる追加情報としてのニュアンスを表した。以上のような操作の結果、【史料1】からQ(77)「帝更詔時健俟斤它部爲祁連州，隸靈州都督」⁽⁴³⁾という記述が生まれたのである。【史料1】の採用を諦める道もあつたはずだが、苦しい史料操作までおこなつてこの記事を収録している様子には、少しでも多くの関連記事を列伝に集めようとする『新唐書』編者の執念じみた姿勢を見出してよいだろう。

次に、AA(103)「明年，助唐攻殺默啜。於是別部移健頡利發與同羅・雷等皆來，詔置其部於大武軍北」を見よう。【表1】中においては『新唐書』にしか見えないこの記事は、先行研究においては古代トルコ語碑文の内容と対応することが指摘されている⁽⁴⁴⁾。しかし、内容の対応関係は別として、漢文テキストとして『新唐書』にこの記述が出現したことは、古代トルコ語碑文の記述とは無関係のはずである⁽⁴⁵⁾。漢文史料中で対応しているのは次の記事である。

【史料2】『旧唐書』卷8，玄宗紀上(p.176)

(開元四年，六月)癸酉，突厥可汗默啜爲九姓拔曳固所殺，斬其首送于京師。默啜兄子小殺繼立爲可汗。是夏，山東・河南・河北蝗蟲大起，遣使分捕而瘞之。其迴紇・同羅・雷・勃曳固・僕固五部落來附，於大武軍北安置。

(43) ウイグルについては、漢籍上に名称の判明する最初の人物として「時健(特健)俟斤」が見える(【表1】K(29)参照)。この人名の存在も、『新唐書』編者の【史料1】採用に影響を与えたと考えられる。「它部」とあるのはその証左であろう。cf.注50。一方で、本文にも述べた通り編者は【史料1】の「阿史德」を削除しており、これが「鉄勒=ウイグル」の姓として相応しくないとする強い認識が窺えることから、「阿史德特建俟斤」を積極的にウイグルの人間だと判断し、これのみに着目して【史料1】を採用したとは考えにくい。また、言うまでもなく、ウイグルの「時健(特健)俟斤」と【史料1】の「阿史德特建俟斤」は同一人物ではあり得まい。

(44) [羽田 1919 (1957, pp. 357-360)] [羽田 回鶻, p. 178] [岩佐 碑文, pp. 204-205] [小野川 1940, pp. 30-32] [小野川 1943, pp. 306, 380-381, n. 141]。対応するとされるのは、ビルゲ可汗碑文東面37行目「ウイグルのイルテベルが100人程の人々と共に東方へ逃げて行つた(?)」(uyğur el[t]äbär yüzçä ärin ilg[är]ü t[äzip bardı? ...] [Tekin, 1968, p. 245])。

(45) 対応があること自体には、前注44で挙げた諸研究も触れている。

(開元四(716)年, 六月) 癸酉, 突厥可汗默啜は九姓拔曳固の殺す所と爲り, 其の首を斬せられ京師に送らる。默啜の兄子の小殺繼ぎて立ち可汗と爲る。是の夏, 山東・河南・河北の蝗蟲大起すれば, 使を遣わして分捕して之を瘞めしむ。其れ迴紇・同羅・霫・勃曳固・僕固の五部落來附すれば, 大武軍の北に安置す。

AA (103) を「明年, 助唐攻殺默啜」と「於是別部移健頡利發與同羅・霫等皆來, 詔置其部於大武軍北」に分け, 後者から考えよう。この部分では, ウイグルの「別部移健頡利發」が「同羅・霫等」と共に唐に到り「大武軍北」に置かれたと述べられているが, 【史料2】には「迴紇・同羅・霫・勃曳固・僕固五部落」が「大武軍北」に置かれたとあり, キーワードと出来事の面ではおおよそ一致している。【史料2】で「迴紇・同羅・霫・勃曳固・僕固五部落」と5部が並列的に記されていたものを AA (103) では「別部移健頡利發與同羅・霫等」としてウイグルに注目できるような記し方に改めていることは, 回鶻伝に採録する上での書換えとして自然である。また, 「同羅・霫等」のように同羅と霫を連続して書くことは『新唐書』に先立つ編纂史料中において稀であるが⁽⁴⁶⁾,

(46) 『旧唐書』中に同羅の名称が他の部落と併記されて現れる部分は次の通り。なお、『唐会要』『通典』中の用例はすべて『旧唐書』中にも現れるので省略する。

【表2】『旧唐書』中に同羅が他の鉄勒と併記される例

1	卷3, 太宗紀下 (p. 53)	薛延陁以同羅・僕骨・迴紇・靺鞨・霫之衆度漠, 屯于白道川
2	卷3, 太宗紀下 (p. 59)	鐵勒迴紇・拔野古・同羅・僕骨・多濫葛・思結・阿跌・契苾・跌結・渾・斛薛等十一姓各遣使朝貢
3	卷8, 玄宗紀上 (p. 176)	其迴紇・同羅・霫・勃曳固・僕固五部落來附, 於大武軍北安置
4	卷68, 張公謹伝 (p. 2507)	又其別部同羅・僕骨・迴紇・延陁之類, 並自立君長
5	卷69, 薛萬均伝 (p. 2518)	會薛延陁率迴紇・同羅之衆渡磧
6	卷97, 張説伝 (p. 3052)	時并州大同・横野等軍有九姓同羅・拔曳固等部落, 皆懷震懼
7	卷109, 阿史那社尒伝 (p. 3288)	建牙于磧北, 與欲谷設分統鐵勒・紇骨・同羅等諸部
8	卷120, 郭子儀伝 (p. 3451)	賊將阿史那從禮以同羅・僕骨五千騎出塞
9	卷195, 迴紇伝 (p. 5195)	特勒始有僕骨・同羅・迴紇・拔野古・覆羅, 並號俟斤, 後稱迴紇焉
10	卷195, 迴紇伝 (p. 5196)	太宗册北突厥莫質咄爲可汗, 遣統迴紇・僕骨・同羅・思結・阿跌等部
11	卷195, 迴紇伝 (p. 5197)	姪比粟毒主領迴鶻, 與同羅・僕固犯邊
12	卷199下, 鉄勒伝 (p. 5343)	至武德初, 有薛延陁・契苾・迴紇・都播・骨利幹・多覽葛・僕骨・拔野古・同羅・渾部・思結・斛薛・奚結・阿跌・白霫等, 散在磧北
13	卷199下, 鉄勒伝 (p. 5344)	迴紇・拔野古・阿跌・同羅・僕骨・霫諸大部落皆屬焉

↗

ウイグルを中心にした書換えの後に残った「同羅・霫・勃曳固・僕固」を最初の二者で代表させるようにしてまとめて「同羅・霫等」としたと考えるのは、また自然である。したがって、AA (103) は【史料2】(もしくはその原史料)を参考にして撰述したものであると見てよかろう。

ただし、「移健頡利發」というウイグルの人名は【史料2】からは導かれない。この人名が窺える既存の漢文典籍中の記事は、唯一、開元六(718)年に出された次の制勅「移蔚州横野軍於代郡制」のみである。

【史料3】『冊府元龜』卷992, 外臣部, 備禦第五「移蔚州横野軍於代郡制」⁽⁴⁷⁾
(開元)六年二月戊子, 制曰「…(中略)…其蔚州横野軍宜移於山北古代郡大安城南, 仍置漢兵三萬人以爲九姓之援。拔曳固都督頡質略等, 並望雄蕃緒, 聲振朔垂。戎略既招, 兵旅惟緝, 各陳武列, 分統軍政。頡質略出馬騎三千人, 充横野軍討擊大使。同羅〔都督毗伽末啜出馬騎二千人, 充横野前軍討擊大使。霫⁽⁴⁸⁾〕都督比言出馬騎二千人, 充横野後軍討擊大使。廻紇可汗都督移健頡利發出馬騎一千人, 充大將軍左軍討擊大使。僕固都督曳勒哥出馬騎八百人, 充大武軍右軍討擊大使。…(後略)…」

(開元)六(718)年二月戊子, 制に曰わく「…(中略)…其れ蔚州横野軍は宜しく山北の古の代郡の大安城の南に移し, 仍お漢兵三萬人を置き以て九姓の援と爲すべし。拔曳固都督頡質略等は, 並びに望は蕃緒に雄たりて, 聲は朔垂に振う。」

↘ テキスト上, 同羅の名称は僕骨(僕固)と隣り合って現れる例が最も多い(1, 2, 4, 8, 9, 10, 11, 13)。このことが同羅と僕固との強い親密性を表していると言えないが、『通典』に「僕骨。鐵勒之別部, 習俗與突厥略同。在多濫葛東境。勝兵萬餘, 與同羅宿敦鄰好, 最居北偏」とあることは関係あるかもしれない(卷199, 辺防十五, 北狄六, pp. 5466-5467)。同羅の直前・直後に霫が置かれる例は3(【史料2】)のみである。

(47) 『冊府元龜』卷992, 外臣部, 備禦第五(宋版p. 3999)(明版pp. 11651-11652), 『全唐文』卷21, 元宗皇帝(p. 251), 『宋本冊府元龜』を底本とした。

(48) 『全唐文』のテキストによって補った。この箇所の後で「其五都督討擊大使, 各量給賜物壹伯疋」とあり, 都督が5人名指しされていることは間違いないと考えられるため, 『冊府元龜』では欠落が起こったものと判断しておく。

戎略は既に招らかなりて、兵旅は惟だ緝るのみなれば、各おの武列を陳ね、軍政を分統せよ。頡質略は馬騎三千人を出だし、横野軍討撃大使に充つ。同羅〔都督毗伽末啜は馬騎二千人を出だし、横野前軍討撃大使に充つ。雷〕都督比言は馬騎二千人を出だし、横野後軍討撃大使に充つ。廻紇可汗都督移健頡利發は馬騎一千人を出だし、大將軍左軍討撃大使に充つ。僕固都督曳勒哥は馬騎八百人を出だし、大武軍右軍討撃大使に充つ。…(後略)…

排列順は異なるが、ウイグル・同羅・雷・勃曳固(拔曳固)・僕固の5部の人物が表れている中に、「廻紇可汗都督移健頡利發」の名が見える⁽⁴⁹⁾。この制勅では、蔚州横野軍を山北で昔の代郡大安城の南にあたる場所へ移すことを命じており、加えて漢兵3万を配置し、九姓を主体とするらしい横野軍の補助に充てている。おそらく、編者はこの制勅からウイグルの人名を読み取り、AA (103)に加えたのであろう。ただしそれだと編者がこの制勅に登場する5部を【史料2】の5部と同一視したことになるが、その判断については問題ないだろう。今は更なる検討を避けるが、ここでは、5部の内訳が一致していることと、九姓拔曳固が默啜を討ったと伝える【史料2】と符合する文句「九姓等頃立勲庸、先除桀驁(九姓らはこのごろ手柄をたてたが、それはまず強暴な悪者を除いたというものである)」が制勅中(中略部分)にあることを指摘しておくだけで十分であろう。

AA (103)冒頭「明年、助唐攻殺默啜」は、【史料2】前半部分「突厥可汗默啜爲九姓拔曳固所殺、斬其首送于京師。默啜兄子小殺繼立爲可汗」と対応しているかもしれない。「明年」はAA (102)「獨解支死、子伏帝匐立」の翌年としか読めないが、必ずしも「助唐攻殺默啜」の主語に「子伏帝匐」を充てなければならないわけではない。ただし、編者が、具体的な年を記すことを避けつつも特定の年を強く意識させる「明年」という表現を用いた理由を考察するためには、更に細かい史料検討をおこなう必要があるようにも思われる。

いずれにしても、AA (103)は『旧唐書』本紀をもとにして採録された記事

(49)『全唐文』は「回紇都督夷健頡利發」に作る。

であり、【表 1】を見れば珍しい例だと言える。この本紀に見えたウイグルについて、『旧唐書』迴紇伝や『唐会要』迴紇条で叙述されているウイグルとの関連を明確にできなかったために、編者はひとこと「別部」と付け加えることで処理を済ませたのであろう。⁽⁵⁰⁾

本章の最後に、N (66) から P (74) の先行記事を確認する。これらはまとめて扱わなければならない。というのも、そもそも【表 1】N～P 全体は貞観二十一年の鉄勒諸部（ウイグルも含まれている）帰順に関係する記事だからである。この中で特に O と P は『旧唐書』『唐会要』『通典』という基本先行史料群には対応する記述がほとんどなく、一見しただけでは先行記事が現存していないかのようなのであるが、対応する記事はこれらの書ではなく『冊府元龜』⁽⁵¹⁾にある。

【史料 4】『冊府元龜』卷 170, 帝王部, 来遠 (明版 pp. 2051-2052)

(貞観)二十一年正月。以鐵勒迴紇部置澣海都督。置金微都督府。拔野^マ右部置幽陵都督府。同羅部置龜林都督府。思結部置盧山都督府。吐渾部臯蘭州。斛薩部置高闕州。奚結部置鷄鹿山。阿鐵部置鷄鹿州。契苾羽部置榆溪州。思結部置蹕林州。白霫部置寘顔州。鐵勒等諸部。其渠帥各率所部歸附。竝列地爲州。即其酋長爲刺史。其都督。竝給玄金魚金字。先是。帝擊破

(50) このことは先の Q (77) における「時健俟斤它部」の例と似ている。前注 43 参照。なお、佐口氏はこの箇所について「「別部」の意味は不明である」としているが [佐口 1972, pp. 372-373]、Q (77) の例も併せ考えると、少なくともウイグル伝においては、『新唐書』で新たに加えられている「別部」「它部」等の表現は、本流との関連が説明できない場合に編纂上の都合で編者によって便宜的に添加されたに過ぎない可能性が非常に高い。

(51) この【史料 4】の記事が今日まで注意を払われずに埋没していたというわけではなく、多くの研究が引用している。劉美崧氏も対応関係があるということは認識している。しかし、劉氏の疏証では【史料 4】を用いて字句異同を示すのみであって、対応関係をどのように捉えるかという点について言及は一切なく、『冊府元龜』所収の記事を当該箇所の先行記事と看做す意識は注の中に現れていない [劉 1989, p. 18].

突厥，其蕃望子弟，多授以侍衛之官。沙漠之人，素愛錦罽，帝既招來遐域，將賜其所好者。因錦文所用舊纓，而錯綜其色花葉翔走，事各殊形。或將班賜近蕃酋首，大爲榮寵。鐵勒等之來也，帝賜其金銀器物及綾錦，各有數。帝又親賚其緋黃地瑞錦標領袍，鐵勒等覩而驚駭，以爲未嘗聞見。捧戴拜謝，盤叫於塵埃中。及還，帝御天成殿，陳十部樂宴而遣之。設高坵於殿前，置銀餅於坵上，自左內閣潛流酒泉，通坵脚而涌入殿前餅中。又置大銀盆其實百斛，傾餅注於盆中，鐵勒數十人不飲其半。雜類驚駭，私相謂曰「天子賜我曹此餅，還部落中傾之，豈不嘗足酒也」。又詔文武品已上，令外厨給酒藏於尚書都堂，以餞之。廻紇等奏「奴身僻在遠野無人之地，歸身聖化。天至尊賜與奴等官職・雜物，殺身不能以報。奴等，既爲百姓，於天至尊處往來向父母邊，一種總請，於廻紇以南，突厥以北，開一道，呼爲『參天至尊道』」。乃詔司徒長孫無忌・司空房玄齡等，與共籌之，宜逐水草，量置郵驛總六十八所，各有群馬・酒肉，以供過使。并請解作文奏人，擬爲表疏。每歲貢貂皮，以充賦。

(貞觀)二十一(647)年正月。鐵勒の廻紇部を以て渤海都督を置く。金微都督府を置き、拔野右部に幽陵都督府を置き、同羅部に龜林都督府を置き、思結部に盧山都督府を置き、吐渾部に阜蘭州、斛薩部に高闕州を置き、奚結部に鷄鹿山を置き、阿鐵部に鷄鹿州を置き、契苾羽部に榆溪州を置き、思結部に蹄林州を置き、白霽部に眞顔州を置く。鐵勒等の諸部は、其の渠帥各おの部する所を率いて歸附すれば、竝びに地を列かち州と爲し、即ち其の酋長を刺史と爲す。其の都督は、竝びに玄金魚の金字なるを給う。是より先、帝突厥を擊破するに、其の蕃望の子弟に、多く授くるに侍衛の官を以てす。沙漠の人は、素より錦罽を愛すれば、帝既に遐域より招來し、將に其の好む所の者を賜わらんとす。因りて錦文の用うる所は舊纓にして、其の色・花葉・翔走は錯綜し、事は各おの殊形なり。或いは將に近蕃の酋首に班賜し、大いに榮寵を爲さんとす。鐵勒等の來たるや、帝其の金銀の器物及び綾錦を賜わるに、各おの數有り。帝又た親ら其の緋黃地の瑞錦の標領袍を賚れば、鐵勒等覩て驚駭し、以爲えらく未だ嘗て聞見せず、と。捧戴し拜謝し、塵埃の中に盤叫す。還るに及び、帝天成殿に

御し、十部樂を陳べ宴して之を遣わす。高拈を殿前に設け、銀餅を拈上に置き、左の内閣自り酒泉を潛流し、拈脚を通りて殿前の餅中に涌き入る。又大銀盆を置くに其れ實に百斛たりて、餅を傾け盆中に注ぐも、鐵勒數十(千?)人は其の半を飲まず。雜類驚駭し、私かに相い謂いて曰く「天子我曹に此の餅を賜われれば、部落中に還りて之を傾けるも、豈に嘗には酒を足らしめざらんや」と。又大文武の品已上に詔して、外厨をして酒藏を尚書都堂に給わしめ、以て之を餞せしむ。廻紇等奏すらく「奴の身は遠野無人の地に僻在すれば、身を聖化に歸せん。天至尊は奴等に官職・雜物を賜與すれば、身を殺すも以て報ゆる能わず。奴等、既に百姓と爲りて、天至尊の處に往來するは父母の邊に向うなれば、一種總な請うらく、廻紇以南、突厥以北に於て、一道を開き、呼びて『參天尊道』と爲さんことを」と。乃ち司徒長孫無忌・司空房玄齡等に詔すらく、與に共に之を籌り、宜しく水草を逐わしむべし、と。量りて郵驛を置くこと總べて六十八所、各おの群馬・酒肉有りて、以て過する使に供せしむ。並びに文奏を作す人を解らんことを請い、擬して表疏を爲る。毎歲貂皮を貢げば、以て賦に充つ。

この記事は『新唐書』N～Pのほとんどの部分に対応している⁽⁵²⁾。『冊府元龜』は北宋の大中祥符六(1013)年に成立した類書であるが、正史や『唐會要』等に見えない記事を多く収録することで知られており⁽⁵³⁾、この記事はまさにそうしたものの一つである。内容から考えると、この記事は実録の一部であろうか⁽⁵⁴⁾。『新唐書』では部分的に甚だしく節略されているが、対応のある箇所だけを見ればキーワードの排列や一致率が極めて高く、【史料4】が『新唐書』N～Pの先行史料であると考えて間違いのないだろう⁽⁵⁵⁾。【史料4】か

(52) 『旧唐書』廻紇伝との関係も重要であるが、本稿では深く追究しない。

(53) cf. [礪波他 2006, p. 119] (妹尾)。

(54) 『冊府元龜』に実録が多く引用されていることについては [岑 1960 (2004)]。

(55) 『冊府元龜』(北宋大中祥符六(1013)年成立)と『新唐書』(1060年)の成立時期はとりわけ近く、『新唐書』編者が参照したものが『冊府元龜』ではなくその原史料であった可能性は大いにある。それならば【史料4】のことを『冊府元龜』所収の唐代成立のテキスト等と表現するべきであるが、煩雑を避け、単に【史料4】等とだけ表現しても上のことを意味することとする。

ら『新唐書』へどのようなまとまりごとに節略がおこなわれたと考えるべきかは、【表1】において行を分けることで示したので参照されたい。

しかしながら、【史料4】及び『旧唐書』迴紇伝の記述を搜索しても、そこからN(66)「以李素立爲燕然都護」という情報は汲みとれない。【表1】から看取できる『新唐書』回鶻伝前半部分の基本的な撰述傾向は先行史料の引き写しであるが、一方で、先に検討したQ(77)、AA(103)の場合のように、単純な引き写しではなく史料操作の痕跡が窺える箇所もある。このことを踏まえるならば、【史料4】をもとにした記述N～Pの中へ、N(66)はどこからどのようにして混入したと推測できるのであろうか。

貞觀二十一年の鉄勒諸部帰順を受けて羈縻州(6府7州)を置いた際、唐は統御機関として燕然都護府を豊州附近に設置したが⁽⁵⁶⁾、N(66)はその都護に李素立が充てられたことを述べる⁽⁵⁷⁾。李素立の伝やその他の史料からこの情報を探し出して『新唐書』編者が補った可能性も皆無ではないが、積極的に調査をしてウイグル・鉄勒に直接は関係しない史料から補足をするということは、『新唐書』回鶻伝前半部分の全体のあり方からすれば考えにくい。とすると、ここでは次の『唐会要』の記事に注目するべきであろう。

【史料5】『唐会要』卷73、安北都護府(pp.1557-1558)

(貞觀)二十一年正月九日、以鐵勒・回紇等十三部内附、置六都督府[小字註：回紇部置瀚海都督府、多濫葛部置燕然都督府、僕骨部置金微都督府、拔野古部置幽陵都督府、同羅部置龜林都督府、思結部置盧山都督府]・七州[小

(56) 燕然都護府は、両『唐書』では故単于台に置かれたと記されているが、岩佐精一郎氏は『通典』州郡、安北都護府条の記述に基づいて燕然都護府の場所を豊州附近と考えた[岩佐突厥, p.93]。この見解に従う。

(57) 李素立の伝によると、彼が充てられたのは燕然都護ではなく瀚海都護となっているが、燕然都護府は後に瀚海都護府に改められ、諸書も名称を取り違えることがあるので、本稿では李素立が燕然都護であったことは疑わない。『旧唐書』卷185上、李素立伝「貞觀中、累轉揚州大都督府司馬。時突厥鐵勒部相率内附、太宗於其地置瀚海都護府、以統之、以素立爲瀚海都護」(p.4786)。

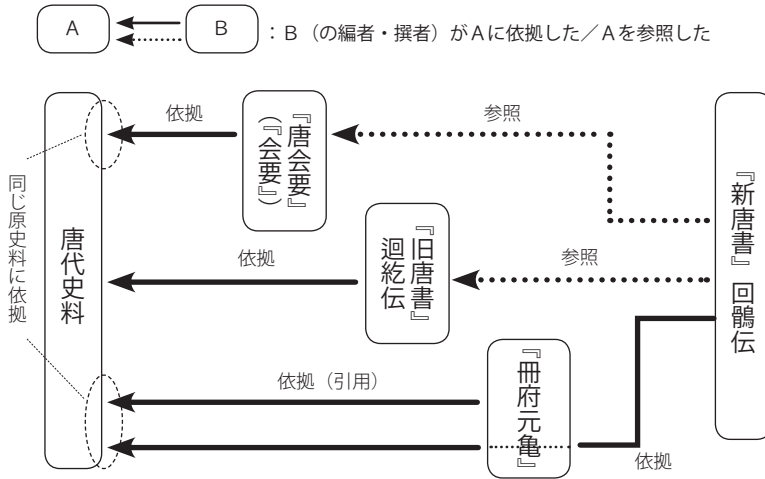
字註：渾部置臯蘭州，斛薩部置高闕州，奚結部置雞鹿州，阿跌部置雞田州，契苾部置榆溪州，思結別部置蹄林州，白霽部置寘顔州。並各以其酋帥爲都督・刺史，給玄金魚黃金爲字，以爲符信。於是回紇等，請於回紇以南，突厥以北，置郵驛。總六十六所，以通北荒，號爲「參天可汗道」，俾通貢焉。以貂皮充賦稅。至四月十日，置燕然都護府，以揚州司馬李素立爲都護。瀚海等六都督・臯蘭等七州，並隸焉。

（貞觀）二十一（647）年正月九日，鐵勒・回紇等の十三部の内附するを以て，六都督府〔…（中略：小字註部分は割愛）…〕・七州〔…（中略）…〕を置く。並びに各おの其の酋帥を以て都督・刺史と爲し，玄金魚の黄金もて字を爲すを給い，以て符信と爲す。是に於て回紇等は，回紇以南，突厥以北に於て，郵驛を置かんことを請う。總じて六十六所，以て北荒に通じ，號して「參天可汗道」と爲し，通貢せしむ。貂皮を以て賦稅に充つ。四月十日に至り，燕然都護府を置き，揚州司馬李素立を以て都護と爲す。瀚海等六都督・臯蘭等七州は，並な焉に隸す。

この部分は明らかに【史料4】『冊府元龜』と対応している⁽⁵⁸⁾。記述の順が前後している箇所はあるが，月日がついている末尾の「至四月十日，置燕然都護府，以揚州司馬李素立爲都護。瀚海等六都督・臯蘭等七州，並隸焉」の部分を除けば，対応箇所の字句の一致率は高く，【史料4】と【史料5】とは共通の原史料に依拠している可能性が極めて高い。先のQ(77)の例で『新唐書』編者が『唐会要』靈州都督府条を参照していたことから，編者はこの安北都護府条も見ていたと推測してよからう。そうであったならば，N(66)の李素立の記事は，この『唐会要』の記事に依拠して挿入されたと考えられるのではないだろうか。挿入の場所は『旧唐書』の記事N(65)に合わせられたものだと考えられる。つまり，『新唐書』編者が『旧唐書』『唐会要』『冊府元龜』を並べて参照し，情報量や記述を比べながらこれらをまとめて撰述していったという編纂の様子が浮かび上がる。この関係を表したものが【図2】である。

(58) 煩雑を避け，【史料5】は【表1】に掲載していない。

【図2】【表1】N～Pのテキストに見る『新唐書』編纂時の先行史料参考状況



ここまで、N (66), O (71), O (72), P (73), P (74) (以上まとめてN～P), Q (77), AA (103) の先行史料を確認してきたが、以上の推測によって『新唐書』回鶻伝前半部分の編纂に関するいくつかの点が判明するので、一旦まとめておこう。まず、“鉄勒＝ウイグル”であるという認識を『新唐書』編者が確実に抱いていたという点、【表1】の随所から松田氏の指摘が前半部全体に対して正しいことは理解されるが、またQ (77)を検討することによってこの点を改めて確認できた(“鉄勒＝ウイグル”という信念が無ければQ (77)が回鶻伝に混入することはあり得ない⁽⁵⁹⁾)。次に、諸書の鉄勒・ウイグル伝及び条の記事をベースにしつつ、そこに見えない情報が他にあれば採用するが、その際に、より多く詳しい情報の収録に努めている点(N～P, Q (77), AA (103))。また、そのようにして新たに収録した記事については、伝の他の部分の記述と無理に整合させようとし、記述の操作をおこなってしまっている点(主にQ (77), AA (103))。最後に、『新唐書』編者は、先行する諸書をおそらく並べて並列的に参照していたと思われる点(N (66))、である。

(59) 筆者は敢えてこのように考える。前注43を参照。

4. 個別の記事の検討 2——対応する先行記事が一見不明な箇所

それでは、残りの **F (12)**, **J (23)**, **K (45)**, **Q (76)**, **Q (78)**, **CC (108)** についてはどのような解釈をするべきであろうか。対応する箇所が一見したところ他書中に見当たらないならば、これらは『新唐書』編纂時に新たに入手された何らかの史料に依拠する貴重な記述なのであるか、それとも、『新唐書』編者が恣意的に独自の見解を示した部分なのであるか。現存史料中に対応する箇所を認められない記事に関しては現時点ではどうにもしたいが、**F (12)** については一つの推測が可能となる。

F (12) 「袁紇者、亦曰烏護、曰烏紇、至隋曰韋紇」は、確かに【表 1】に挙げた編纂史料中の情報だけでは導かれ得ず、他の諸書中にもこのような記述は存在しない。しかし、だからといってこの一条そのままが『新唐書』独自の情報であると断じるのは早計である。『新唐書』回鶻伝前半部分のほぼ全体にわたって先行記事の現存が認められる事実と、編者の操作によって原史料の姿が変化する場合があるという前章で見た状況を踏まえれば、「袁紇者、亦曰烏護、曰烏紇、至隋曰韋紇」という記述にも、編者が参考にした何らかの唐代の記述があり、しかも必ずしも『新唐書』と同じではない形で現存しているということは、大いにあり得るのではないか。このように考えると、『唐会要』の次の記述に注目できる。

【史料 6】『唐会要』卷 100, 結骨国 (p. 2120)

開元中、安西都護蓋嘉運⁽⁶⁰⁾撰『西域記』云「堅昆國人皆赤髮綠睛。其有黑髮黑睛者、則李陵之後。故其人稱是都尉苗裔、亦有由然。今有改稱紇訖斯者、亦是北夷舊號。臣按國史、敍鐵勒種類云『伊吾以西、焉耆以北、旁白山、則有契弊・烏護・紇骨子』。其契弊即契苾也。烏護則烏紇也。後爲迴鶻。

(60) 抄本系テキストは静, A, B, 四すべて「蓋嘉惠」に作る。

(61) 抄本系テキストは静, A, B が「今又」に作る。

(62) 抄本系テキストは静, A, B が「安」に作る。

其紇骨即紇圻斯也。由是而言，蓋鐵勒之種，嘗以稱迴鶻矣。其轉爲黠戛斯者，蓋夷音有緩急，即傳譯語不同。其或稱戛戛斯者，語急而然耳。訪於譯史⁽⁶³⁾，云『黠戛是黃頭赤面義』。蓋迴鶻乎之如此⁽⁶⁴⁾。今，使者稱自有此名，未知孰是。

開元中(713-741)，安西都護蓋嘉運『西域記』を撰して云えらく「堅昆國は，人皆な赤髮・綠睛なり。其れ黒髮・黒睛の者有れば，則ち李陵の後なり。故に其の人の是れ都尉の苗裔なりと稱するは，亦た由然有り。今，改めて紇圻斯を稱する者有るは，亦た是れ北夷の舊號なり。臣，國史を按ずるに，鐵勒の種類を敍べて云えらく『伊吾以西，焉耆以北，白山に旁うに，則ち契弊・烏護・紇骨子有り』と。其れ契弊は即ち契苾なり。烏護は則ち烏紇なり。後に迴鶻たり。其れ紇骨は即ち紇圻斯なり。是れに由りて言うに，蓋し鐵勒の種は，嘗て以て迴鶻を稱す。其れ轉じて黠戛斯と爲る者は，蓋し夷音に緩急有りて，即ち傳譯の語同じからざればならん。其れ或いは戛戛斯を稱する者は，語急にして然るのみ。譯史に訪ぬるに，云えらく『黠戛は是れ黃頭・赤面の義なり』と。蓋し迴鶻の之を乎ぶこと此の如し。今，使者自らを稱するに此の名有るは，未だ孰れか是なるを知らず」と。

この部分は堅昆国(キルギス)条である。【史料6】は開元年間(713-741)に関する条であるが，この箇所の前後は貞觀二十二(648)年の条⁽⁶⁵⁾と會昌三(843)年の条⁽⁶⁶⁾であり，条どうしに内容展開上の繋がりはない。したがって，この蓋嘉運の撰した『西域記』という書の引用と見える記事は，この部分だけで完結したものとして解釈してよい。『西域記』は現在に伝わっておらず，『新唐書』藝文志⁽⁶⁷⁾にも書名が見られないため，おそらく『新唐書』編纂時には既に散逸

(63) 抄本系テキストは静，A，B，四すべて「史譯」に作る。

(64) 抄本系テキストは静，A，B，四すべて「蓋迴鶻乎之如此」を「即以為迴鶻所呼」に作る。述べるところはほぼ同じであり，解釈上矛盾は生じない。

(65) 「(貞觀)二十二年，結骨國君長遂身自入朝，云「臣已一心歸國，望得國家官職，執笏而還」。遂授左屯衛大將軍・堅昆都督」(p. 2120)。抄本系テキストは「二十一年二月」に作る。細かい異同は割愛する。

(66) 「會昌三年，其國遣使注吾合索等七人來朝，兼獻馬二匹」(p. 2120)。

(67) 『新唐書』卷 58，藝文志二，地理類 (pp. 1502-1508)。

していたと思われる。とすると、『新唐書』編者が『西域記』を目にしたとすれば、それはまさにこの『唐会要』に収録されたものに限られた可能性が高く、今我々が目にしているものと同じ引用文の姿をしていたと考えられる。

さて、蓋嘉運がひもといた「國史」とは、唐代の間に数回編纂された『国史』のうち、長孫無忌らによって顯慶元(656)年に編纂されたものである可能性が最も高いだろう。⁽⁶⁸⁾ この『国史』は散逸して現代に伝わらないが、ここに見える記述に近いものを、今『隋書』に見出せる。その鉄勒伝には「伊吾以西，焉耆之北，傍白山，則有契弊・薄落・職乙・啞蘇婆・那曷・烏謹・紇骨・也啞・於尼謹等，勝兵可二萬」⁽⁶⁹⁾とある(対応箇所を下線)。『唐会要』中の『国史』は『隋書』と比べて記述が欠けているが、『国史』と『隋書』との関係は残念ながらはっきりしない。⁽⁷⁰⁾ ただ実際はどうあれ、『国史』と『隋書』がこの箇所についてのみ偶然一致しているということは考えにくいので、今、仮に蓋嘉運の目にしたものが前後併せて『隋書』と同じもしくは近似の記述を持っていたとして考えてみよう。

蓋嘉運は、自らの『西域記』で堅昆国の説明をするために『国史』をひもといたところ、鉄勒諸部の名称が列挙されている中に「紇骨」を見出し、これが堅昆国にあたると考えてこの部分を引用することにした。そして、引用を簡潔にしようと思ったのか、「紇骨」の他には、契苾であると見た「契弊」及びウイグルと見た「烏謹」⁽⁷¹⁾を選び、残りを省略した。そして「其契弊即契苾也。

(68) 唐代の『国史』については [池田 1985]、特に pp. 48-49 を参照。

(69) 【表 1】C (7). 『隋書』巻 84, 北狄, 鉄勒伝 (p. 1879).

(70) 可能性としては、もとの『国史』と『隋書』が原史料を共にしながら編纂結果が異なっているか、もとの『国史』が『隋書』に従った上で節略したか、または『国史』と『隋書』は本来同文であったのを蓋嘉運もしくは『唐会要』が節略したのか、等のことが考えられる。事の状況は不明であるが、いずれにしても現代の我々がこのように関連する記述を見出せることは幸運である。

(71) そうだとすれば、契苾とウイグルが選ばれた理由は、単純にやはりよく知られて馴染み深いものであったからではないかと考えられる。『隋書』で列挙される部族名にも偏りがあるため簡単に判断できないが、換言すれば、契苾はウイグルと並べられるほどに唐朝において十分に知られた存在であったということになる。

烏護則烏紇也。後爲迴鶻。其紇骨卽紇圻斯也」と彼自身の解釈を示した。つまり、『新唐書』編者の前に、既に唐代において、蓋嘉運が“烏護＝烏紇＝ウイグル（迴鶻）”という考えを表していたのである。先の検討から『唐会要』にも熱心に目を通していたと見える『新唐書』編者が、これに目を付けて回鶻伝へ組み込んだ可能性は非常に高い⁽⁷²⁾。

ところが、『隋書』を見れば、引用されている記述の直前には次のように書かれている。「獨洛河北有僕骨・同羅・韋紇・拔也古・覆羅，並號俟斤。蒙陳・吐如紇・斯結・渾・斛薛等諸姓，勝兵可二萬⁽⁷³⁾」。現代の研究者はここに記されている「韋紇」がウイグルであると看做しているが⁽⁷⁴⁾，北宋期の『新唐書』編者にとっても「韋紇」がやはりウイグルに思われたのであろう。編者は、蓋嘉運が「烏護」をウイグルだと看做していることも黙殺できなかったが、やはり「韋紇」もウイグルだと看做し得るため、『新唐書』では「烏護則烏紇也。後爲迴鶻」に続けて「曰韋紇」と付け加えることにした。しかし、『隋書』においてはこれらが並列的に記述されており、一方が「伊吾以西，焉耆之北，傍白山」での状況，他方が「獨洛河北」での状況というように，居住地域で区別できる形で説明されている。これらの記事を安直に合体させてウイグルの沿革として時間軸の一本筋上に並べることは、どうしても不自然である。そこで、編者は苦肉の策として、もとは時間軸に対して垂直に並列的であって地域的な区別しか見出せなかった2つの名称「烏護」と「韋紇」の間に、時間的な区別を勝手に附してしまうことで問題を解決することにした。その際、「伊吾以西，焉耆之北，傍白山」の情報（「烏護」）はどの時期のことであるか明記せず曖昧にしておき、「獨洛河北」の情報（「韋紇」）を（もしかすると

(72) 『新唐書』編者が【史料6】を参照したと考えられることは、つとに Hamilton 氏も指摘している [Hamilton 1962, p. 31]。しかし、編者がどのような判断・史料操作をおこなったかについては議論されていない。

(73) 【表1】C(6)，『隋書』巻84，北狄，鉄勒伝 (p. 1879)。

(74) [羽田 1919 (1957, pp. 326, 372-373)]。特に「烏護」「烏紇」の二者は Oγuz, 「韋紇」は Uiyur の音写だと看做されている。Oγuz (Oğuz) については [Hamilton 1962] 及び [Golden 1972] 参照。

『隋書』に拠ったからという理由⁽⁷⁵⁾隋代のことだとして記した。そうして「袁紇者、亦曰烏護、曰烏紇、至隋曰韋紇」という表現に辿り着いたのである。

このような編者の判断過程を明確に示す史料は一切存在せず、以上は筆者の完全な推測である。しかし、これまでに述べてきた検討を前提とすれば、事実から大きく逸れるものではあるまい。直接的な先行史料の発見されない部分であっても、現存する編纂史料中に史料操作の根拠となった記事が残っていることは考え得るし、上述のような判断を編者がおこなった蓋然性はテキストの状況に鑑みれば極めて高いのである⁽⁷⁶⁾。

また、**J (23)**「回紇姓藥羅葛氏」についても、『旧唐書』迴紇伝に「有十一都督、本九姓部落、一曰藥羅葛、即可汗之姓、二曰胡咄葛、三曰咄羅勿、四曰貂歌息訖、五曰阿勿唃、六曰葛薩、七曰斛嗚素、八曰藥勿葛、九曰奚耶勿⁽⁷⁷⁾」としてウイグルの姓を伝える記事があり⁽⁷⁸⁾、また「(貞元)八年七月、以迴紇藥羅葛靈檢校右僕射。靈本唐人、姓呂氏、因入迴紇、爲可汗養子、遂以可汗姓爲藥羅葛靈、在國用事⁽⁷⁹⁾」という記述を始めとして藥羅葛姓は『旧唐書』迴紇伝に数カ所現れるので、それらを踏まえて特記したものであろう。**J (23)**が挿入されて

(75) このように考えられるとすれば、『唐会要』所引の蓋嘉運『西域記』、更にそこに引かれる『国史』を見た後で、『新唐書』編者が『隋書』に確かに意識を払っていたと考えられる。

(76) 劉美崧氏も「袁紇者、亦曰烏護、曰烏紇、至隋曰韋紇」の箇所に対する疏証において【史料6】を注に挙げている [劉 1989, p. 5]。そこでは、モンゴリアのトラ河以北にいた袁紇と焉耆の西北にいた烏護は別のものであると述べているのみであり、単に『新唐書』の記述の誤りを指摘したようにしか見えず、【史料6】は烏護=烏紇が「伊吾以西、焉耆以北、旁白山」にいたということを説明するために用いられているようである。

(77) 『旧唐書』卷 195、迴紇伝 (p. 5198)。

(78) 『旧唐書』が伝えるこの姓のリストについて、羽田亨氏は九姓鉄勒の一つの集団であるウイグルの内部に、これらの名称を持つ9つの氏族があると考えた [羽田 1919 (1957)]。また、橋本増吉氏は、これらの名称が『唐会要』の列举する九姓鉄勒の9部族(ウイグル・僕固・渾・拔曳固・同羅・思結・契苾・阿布思・骨論屋骨)の各族長の姓であるという解釈を提出し [橋本 1933]、後に片山章雄氏がコータン語文書を用いて補強を試みている [片山 1981]。

(79) 『旧唐書』卷 195、迴紇伝 (p. 5210)。

いる場所は、ちょうど先行史料『唐会要』『通典』の記事が鉄勒条のものからウイグル条のものへ移り変わる部分である（【表1】参照）。『新唐書』編者は“鉄勒＝ウイグル”だと考えつつも、やはり狭義のウイグル（『唐会要』『通典』でウイグル条の対象であったもの）と広義のウイグル（『唐会要』『通典』で鉄勒条の対象であったもの）を漠然と区別して思い描いていたのだと思われる。

最後に、残りの記述について、その撰述の由来が考えられるものには推測を述べ、それ以外のものには現存して参考可能な関連史料をまとめておく。

K (45) 「貞観三年，始來朝，獻方物」について、実は『旧唐書』及び『通典』の記事のうち『新唐書』に対応箇所が見られない朝貢を表す記事 **K (36)** 「仍遣使朝貢」が存在しているが、これを編者が貞観三年に当たると判断して記述したとは考えにくい。貞観三(629)年という年は突厥第一可汗国打倒の前年であり、**K (45)** の遣使朝貢もそれと無関係ではないと推測されるが、はっきりと対応関係が分かる史料は見出せない。ところで、「太宗貞観三年八月，薛延陀可汗一利咄夷南遣使朝貢⁽⁸⁰⁾」という薛延陀の朝貢記事など、貞観三年の朝貢についてはいくつかの記録が残る。もしかすると、このようなウイグル以外の部族の遣使記事が **K (45)** の記年の根拠になったかもしれない。

Q (76) 「有外宰相六，内宰相三，又有都督・將軍・司馬之號」はウイグル内の官職について述べたものであるが、先行記事は容易に見つからない。ウイグル可汗国内での官職について考察した角達之助氏は、次のように引用する。「及拜吐迷度為懷化大將軍，瀚海都督，然私自号可汗，署官吏，壹似突厥，有外宰相六，内宰相三，又有都督，將軍，司馬之号」（【表1】では **Q (75)** + **Q (76)** に対応）。そしてこれを貞観二十(646)年のこととして、ウイグル可汗国成立以前の状況であるように説明している⁽⁸¹⁾。しかしながら、**Q (75)** のみが明らかに『旧唐書』**N (61)** と対応している一方で、**Q (76)** に対応する記述は諸書中には明確に見出せないため、角氏のような **Q (75)** + **Q (76)** を無批判に連続させ

(80) 『冊府元龜』卷964，外臣部，封冊二（p.11337）。

(81) [角2001, pp.79-80].

た捉え方は誤っており、**Q (75)** の部分だけを貞観年間の帰順時に関わる情報として考えるべきである。⁽⁸²⁾ **Q (76)** の記事については、どこから混入したのかわからない限りどの時期のことを伝えた記事か明言し得ないのではないだろうか。このように慎重に扱う必要があると考えるのは、**Q (76)** の記述がウイグル可汗国期以降の状況を記したものである可能性を否定できないからである。744年に成立したウイグル可汗国は、840年の崩壊後、その勢力が主に河北・甘州・西州の3方向へ分かれて散らばった。そのうち甘州へ遷徙した一派は甘州ウイグル王国として宋代にも存続し、宋との間には使者の往来もあった。宋人にとってはこちらのほうが唐代のウイグル可汗国よりも馴染み深い存在であったに違いなく、関連する情報も多く得ていたであろう。『新唐書』日本伝については、宋代に成立した原史料から唐代関連の記事を抜粋して撰述された箇所が存在していることが既に明らかになっている。⁽⁸³⁾ 回鶻伝についても、このことに鑑みて慎重に分析をおこなわなければなるまい。

なお、『新唐書』には黠戛斯伝(回鶻伝附)にも「其官、宰相・都督・職使・長史・將軍・達干六等。宰相七・都督三・職使十、皆典兵。長史十五、將軍・達干無員」⁽⁸⁴⁾ という具体的な官職の編成が伝わっているが、管見の及ぶ限りにおいてはこちらも典拠となった先行記事が不明である。**Q (76)** と同様の性質を持つ記述として指摘しておく。あるいは、これらこそ『新唐書』編者のみが参照し得、その後失われてしまった唐代の貴重な原史料に依拠した記述なのかもしれない。しかし残念ながら詳細は不明であるとしか言えない。『新唐書』編者がウイグルだと認識しているもの、すなわちその他の鉄勒集団に関する記述が回鶻伝に混入している可能性もあることは今や明らかであるので、

(82) なお、角氏は貞観二十年とするが、テキスト上はこの箇所を貞観二十一年の記事として扱うべきであるように思われる。【表1】を参照されたい。

(83) [河内 2004, pp. 46-47]. 河内氏の分析によれば、『新唐書』日本伝の王統譜部分のテキストは、日本からの渡宋僧奝然が作成した『王年代記』をもとにして作成されたものだという。その際、『新唐書』が唐代史であることや正史であることを勘案して削除や加工がおこなわれている。

(84) 『新唐書』巻217下、回鶻伝附黠戛斯伝 (p. 6148)。

この興味深い史料 Q (76) の利用には従来以上の慎重さを要する。

Q (78) 「白霽它部爲居延州」も、現存する諸書中に先行記事らしいものは見出せないが、『新唐書』(北宋嘉祐五(1060)年成立)にわずかに遅れて成立した『資治通鑑』(北宋元豊七(1084)年成立)中に記事が見える。

【史料7】『資治通鑑』卷199, 唐紀十五, 太宗貞觀二十二(648)⁽⁸⁵⁾年

六月, 乙丑, 以白霽部爲居延州。

六月, 乙丑, 白霽部を以て居延州と爲す。

この記事が何に基づいているかは不明であるが、注記もなく月日を記していることから、撰者司馬光の時代にまで残っていた史料的価値の高い唐代史料に見えた情報である可能性がある。ここでは『新唐書』とは異なり「它」に相当する字句がない⁽⁸⁶⁾。そうすると、『資治通鑑』と共通の原史料に依拠した『新唐書』が、先の例と同じ理由で「它」字を挿入した蓋然性は非常に高く⁽⁸⁷⁾、『新唐書』の史料操作の痕跡が再び窺える。またそれと同時に、『新唐書』の操作が加わる前の史料的価値の高い記述が、『新唐書』より成立の遅れる諸書中に他にも存在する可能性が浮かび上がるだろう。また、このように後続の史料に対応する記述が見出せることが幸運なのであり、この Q (78) の例は、一見『新唐書』にしか見出せないという記事の中には、『新唐書』成立以降にもととなった唐代成立の史料が完全に散逸し、『新唐書』のみが現代に伝えているという貴重なものが確かに存在するであろうことを、改めて確認させる。そ

(85) 四部叢刊初編のテキストに依る (p. 1924)。

(86) 四庫全書本や、紹興三年(1133)の宋刊本の影印である四部叢刊初編 (p. 1924) のテキストには「別」字は見えない。一方で、中華書局の校点本 (p. 6258) は「別」字を補う。次注 87 を参照。

(87) 前注 43, 50 参照。なお、元刻本を底本としている中華書局の校点本は、「六月, 乙丑, 以白霽〔別〕部爲居延州」として「別」字を補う (p. 6258)。しかし、校訂の際に依拠したものが何であるかは明らかにされていない。『新唐書』の記述を参考にした校訂であるならば、「別」字の挿入は不適切ではないだろうか。

のようなものこそが、『新唐書』のみが入手し得た貴重な史料なのである。ただし、そうだと認定するための厳密な検証は困難であろう。

最後の CC (108) 「久之，奔突厥，死」は、先行記事が発見されなかったので保留としたい。当然、『新唐書』のみ入手し得た貴重な史料である可能性もある。

5. 回鶻伝からみた『新唐書』編者の編纂方針——むすびにかえて

以上の分析により、『新唐書』回鶻伝前半部分のテキストのほとんどすべてには、対応する先行記事が現存しているということが明らかになった。その上で、いくつかの編纂上の態度も浮かび上がったと思う。このことを念頭において、古畑徹氏による渤海伝⁽⁸⁸⁾の分析及び河内春人氏による日本伝の分析と比較し、『新唐書』外国伝のテキスト成立の詳細について概観してみたい。

前章までの検討から推察される『新唐書』回鶻伝前半部分での編纂方針はこうである。まず、先行する正史類（『隋書』鉄勒伝、『旧唐書』鉄勒伝・迴紇伝）をベースにし、叙述の大筋をこれらに依拠する（この段階から既に、“鉄勒＝ウイグル” 観に基づいた編纂が始まっている）。その上で、正史以外の書（『唐会要』『通典』『冊府元龜』等）に正史に見られない記述を見出せば、追加で採用することがある⁽⁸⁹⁾。このようにして収集された記事に、おそらく歴史的に厳密な史料批判に基づいた取捨はなされていない。つまり、内容によらずできる限り多くの情報を収録するよう努めている。集めた記事群に辻褃が合わないところがあっても、伝全体に整合性を持たせて通読に堪える叙述にすることを重視し、字句の追加や順番の並び替え等の加工で調整をおこなう。このような編纂の結果、継ぎ接ぎだらけであるはずが、そのことに読者が気付きにくい読み物となっている一方で、厳密な史料批判の下では苦し紛れな

(88) 古畑氏の分析対象は、渤海伝の中でも建国関係記事のみである。以下、単に『新唐書』渤海伝、『旧唐書』渤海靺鞨伝、『五代会要』渤海伝とする場合は、特に注記しない限り氏が扱った建国関係記事を指す。氏が建国関係記事を分析対象とした理由は〔古畑 1984, p. 3〕参照。

(89) 採用していないものについての考察も今後なされるべきであろう。

操作の痕跡が次々と明らかになるという、大変奇怪なテキストとして仕上がっている。『新唐書』編纂当時というのは、唐前半期からおよそ 300 年を経ており、諸書がそれぞれに語る記述が互いにどのような関係にあるのか、編者には具体的に理解できない状態になっていたのかもしれない。

さて、一方で、渤海伝・日本伝ではどのようなようであったのだろうか。『新唐書』渤海伝は、古畑氏によって『旧唐書』渤海靺鞨伝及び『五代会要』渤海伝と比較された⁽⁹⁰⁾。そこで明らかになったのは、『新唐書』に先行して成立した『旧唐書』渤海靺鞨伝と『五代会要』渤海伝とが、それぞれ系統の異なる原史料に依拠していること、『新唐書』渤海伝は『五代会要』の原史料（『渤海国記』）をベースにし、そこに記されない部分を主に『旧唐書』から補っていること、そのようにして異なる系統の史料を無批判に結合させようとした結果、難解で矛盾を生む史料操作を『新唐書』はおこなってしまっていること、等である。言い換えれば、『新唐書』渤海伝の難解な記述は、『新唐書』編者による史料操作によって編纂時に発生したものであったということであり、回鶻伝前半部分の状況と全く同じである。古畑氏は「『新』本伝（『新唐書』渤海伝：筆者注）建国関係記事は全体的な整合性に欠け、統一的な記述になっていない⁽⁹¹⁾」と指摘している。回鶻伝前半部分は一見「全体的な整合性に欠け」ているようには見えないが、それはもとにした先行記事群の記述が偶然互いに影響し合う性質のものではなかったためにすぎず、古畑氏の指摘は回鶻伝における事情にも当てはまる。

『新唐書』日本伝については、河内氏によってテキストのすべての部分について現存する先行記事が存在することが明らかにされた。分析の際に比較対象とされたのは『旧唐書』日本伝・倭国伝、『唐会要』日本条・倭国条、『通典』倭国条、『太平寰宇記』倭国条であるが、『新唐書』日本伝は『旧唐書』日本伝をベースにし、『唐会要』等の諸史料をも部分的に参照して補っていること

(90) [古畑 1984].

(91) [古畑 1984, p. 37].

が指摘されている⁽⁹²⁾。すべて、もしくはほとんどの部分の先行記事が現存諸書中に見出せる点は、渤海伝（建国関係記事のみ）・日本伝（全文）・回鶻伝（前半部分）に共通している。

また、河内氏は中国史料の伝の立て方についても言及している。氏によると、倭から日本への国号変更は702年（周長安二年）の遣唐使によって唐に伝わったというが、新しい国号は唐ではすぐには受容されず、『通典』や『太平寰宇記』では倭国条しか立てられないような状態であった⁽⁹³⁾。『旧唐書』『唐会要』の編纂においては日本伝が採用されたが、倭国伝も並立させるスタイルを採っており、日本が倭国との間に歴史的な連続性を有する存在であるとは理解されていなかった。この状況は、おそらく北宋期に渡宋僧奝然がもたらした『王年代記』という新たな情報によって改められ、そのことは『新唐書』編纂時に倭国情報と日本情報が一本化されて日本伝のみの立伝が実現したことに現れているという⁽⁹⁴⁾。つまり、『新唐書』の伝の立て方は、テキストの内容に左右されるのではなく、編者のその国に対する見方によって決定されていたということである。このことを本稿の関心に当てはめて考えると、『新唐書』回鶻伝が先行諸書のウイグル条に加えて鉄勒条までも吸収していることには、宋人の強い見方が現れていると考えられることになる。

そこで最後に、松田壽男氏の指摘について再び見直しておこう。松田氏は『新唐書』回鶻伝について、「新唐書の編者は、廻紇すなわち鉄勒と確信していた⁽⁹⁵⁾」ために記述の混乱が起こっていると指摘したが、この“鉄勒＝ウイグル”観はまさに、『旧唐書』に鉄勒伝と迴紇伝両方が立てられている一方で、『新唐書』に鉄勒伝は採用されず回鶻伝のみが立てられているという事実に現れ

(92) [河内 2004, pp. 47-58].

(93) 『太平寰宇記』倭国条の内容は、河内氏の作成した表を見れば、『通典』倭国条、『唐会要』倭国条、日本条にほぼ完全に依拠していることが分かる。[河内 2004, pp. 50-55] 表2 参照。なお、『太平寰宇記』が『通典』『唐会要』の引き写しでできている点は、ウイグル条の状況と同様である。

(94) [河内 2004, pp. 58-61].

(95) [松田 1956 (1970, p. 227)].

ている。ただし、松田氏の言及はあくまでも『新唐書』回鶻伝に対してなされたものであることに注意が必要である。この松田氏の回鶻伝に対する言及が広く『新唐書』に対して有効であること、すなわち『新唐書』という書全体の編纂方針の内に“鉄勒=ウイグル”観が確固として存在していたことを、ここで確認しておきたい。

『新唐書』地理七下は、羈縻州を網羅的に列挙したものであるが⁽⁹⁶⁾、この巻の序文は唐代の文章をもとにしたものではなく編者による記述であり、宋人が唐代の羈縻州をどのように捉えていたかという見方が表れている。つまり、序文に『新唐書』の編集方針の一端が表れているはずなのである。この序文を次に引用する⁽⁹⁷⁾。

【史料8】『新唐書』卷43下，地理七下（pp. 1119-1120）

羈縻州

唐興，初未暇於四夷，自太宗平突厥，西北諸蕃及蠻夷稍稍內屬，即其部落列置州縣。其大者爲都督府，以其首領爲都督・刺史，皆得世襲。雖貢賦版籍，多不上戶部，然聲教所暨，皆邊州都督・都護所領，著于令式。今錄招降開置之目，以見其盛。其後，或臣或叛，經制不一，不能詳見。

突厥・回紇・党項・吐谷渾隸關內道者，爲府二十九，州九十。

突厥之別部及奚・契丹・靺鞨・降胡・高麗隸河北者，爲府十四，州四十六。

突厥・回紇・党項・吐谷渾之別部及龜茲・于闐・焉耆・疏勒・河西內屬諸胡・西域十六國隸隴右者，爲府五十一，州百九十八。

(96) 『新唐書』地理七下は、ある州名が羈縻州の名称として唐代に存在していたかどうかを簡単に確認するのに便利である。しかし、それぞれの羈縻州の設置期間を考慮せずに、それらを管轄している上位機関及び治下の種族の別によって整然と分類してしまっているため、先行研究において既に史料としての扱いの困難さが指摘されている [石見 1995 (1998, p. 149)]。ただし、羈縻州治下の種族を分類している方法については、特別な注意は払われていない。

(97) 改行は筆者が便宜的におこなった。

羌・蠻隸劍南者，爲州二百六十一。

蠻隸江南者，爲州五十一，隸嶺南者，爲州九十二。

又有党項州二十四，不知其隸屬。

大凡府州八百五十六，號爲羈縻云。

羈縻州

唐興りて、初め未だ四夷に暇あらざるも、太宗の突厥を平げて自り、西北の諸蕃及び蠻夷は稍稍内屬すれば、即ち其の部落に州縣を列置す。其の大なる者は都督府と爲し、其の首領を以て都督・刺史と爲し、皆な世襲を得さしむ。貢賦・版籍は、多く戸部に上さずと雖も、然るも聲教の暨ぶ所なれば、皆な邊州の都督・都護の領する所にして、令式に著かしむ。今、招降開置の目を録し、以て其の盛んなるを見る。其の後、或いは臣し或いは叛し、經制一ならざれば、詳かに見る能わず。

突厥・回紇・党項・吐谷渾の關内道に隸する者は、府二十九、州九十たり。

突厥の別部及び奚・契丹・靺鞨・降胡・高麗の河北に隸する者は、府十四、州四十六たり。

突厥・回紇・党項・吐谷渾の別部及び龜茲・于闐・焉耆・疏勒・河西内屬諸胡・西域十六國の隴右に隸する者は、府五十一、州百九十八たり。

羌・蠻の劍南に隸する者は、州二百六十一たり。

蠻の江南に隸する者は、州五十一たり、嶺南に隸する者は、州九十二たり。

又た党項州二十四有るも、其の隸屬を知らず。

およそ
大凡府州は八百五十六、號して羈縻と爲すと云う。

ここから読み取れる『新唐書』編者の認識で重要なことは、羈縻州治下の「西北諸蕃及び蠻夷」を17種類、すなわち「突厥」「回紇」「党項」「吐谷渾」「奚」「契丹」「靺鞨」「降胡」「高麗」「龜茲」「于闐」「焉耆」「疏勒」「河西内屬諸胡」「西域十六國」「羌」「蠻」に截然と分類できると考えていることである。

このことが松田氏の指摘する“鉄勒＝ウイグル”という認識と関わる例を挙げておく。結骨（キルギス）や延陀（薛延陀）は、突厥やウイグルとは区別して捉えられるべき別集団のテュルク系遊牧民だと考えてよいだろう。とこ

ろが、これらに置かれたとされる羈縻州の名称は、『新唐書』地理七下の中では「回紇州」として扱われている⁽⁹⁸⁾。また、『旧唐書』で「突厥九姓部落所處」又は「九姓所處」とはつきりと記されている関内道の「燕然州」「雞鹿州」「雞田州」「東皋蘭州」「燕山州」「燭龍州⁽⁹⁹⁾」を、『新唐書』はやはりすべて「回紇州」に分類している⁽¹⁰⁰⁾。更に、契苾に置かれた「賀蘭州」が、『旧唐書』では他の州とまとめて「皆、吐渾・契苾・思結等部なり⁽¹⁰¹⁾」と説明されているのに対し、『新唐書』においては治下の部族名に一切言及のないまま、ただ「回紇州」として分類されてしまっている⁽¹⁰²⁾。

これらのことから、『新唐書』編者が広くテュルク系遊牧民の名称について、『新唐書』全体を通じて“**鉄勒＝ウイグル**”観の下に整理をおこなっていると断じてよかろう。したがって、松田氏の指摘を更に深化させて、『新唐書』全体について“**鉄勒＝ウイグル**”観が適用されていたと考えることができるのである。ウイグル可汗国が崩壊へ追いやったキルギスの羈縻州が「回紇州」とされていることを見ても『新唐書』のこの認識が適切でないことは明らかであるが、『新唐書』が広く流布し人々に受け入れられたことを思えば、“**鉄勒＝ウイグル**”観は宋人にとって違和感を抱きにくい捉え方であったのかもしれない。北方のテュルク系遊牧民勢力との関係調整に常に取り組みなければならなかった唐前半期とは異なり、北宋の主な軍事的脅威は北方の遼と西方の西夏であり、対外関係から見たテュルク系の勢力と言えば、使者の往来のあった甘州ウイグル王国が最も身近である程度であった。おそらく関心の比重は大きくなかったと想像できる。このような政治的な周辺の状況からくるテュルク系の人々への関心の低さが、基本先行史料群の記述の紛らわしさと相俟って、“**鉄勒＝ウイグル**”観に基づく複雑な『新唐書』回鶻伝前半部分テ

(98) 「達渾都督府」(延陀部落)、「崑彈州」(延陀散亡部落)、「堅昆都督府」(結骨部)。『新唐書』巻43下、地理七下(pp.1121-1122)。

(99) 『旧唐書』巻38、地理一、関内道(pp.1416-1417)。

(100) 『新唐書』巻43下、地理七下、関内道(p.1121)。

(101) 『旧唐書』巻40、地理三、河西道(p.1641)。

(102) 『新唐書』巻43下、地理七下、隴右道(p.1132)。

キストの成立へと繋がったのではないだろうか。

以上、『新唐書』回鶻伝前半部分のテキストの問題について検討してきた。この結果を踏まえれば、『新唐書』回鶻伝前半部分において、先行記事が存在する記述、つまりほぼすべての記述については、歴史的考察の根拠として用いることができないこと、更にその恣意的な文脈の一切を無視する必要があることが、少なくとも明らかになった。また、筆者はここで、大部分についての先行記事が現存しているという様子が渤海伝（建国関係記事のみ）・日本伝（全文）・回鶻伝（前半部分）に共通しているというテキストの状況を重視したいと考える。『新唐書』の他の部分の記述についても、先行する諸書中に編者が参考したと看做せる記述が存在している場合は、『新唐書』の史料操作があることを認めなければなるまい。その際、『新唐書』よりも古く成立した書の記述を推論の根拠として用いるという、これまでにも一般的に用いられてきた史料批判の最も基本的な作業を確実にこなうことに加えて、『新唐書』によって生み出された一見理解しやすい表現や文言を積極的・意識的に退けることが求められるはずである。

参考文献

岑仲勉

1958 『突厥集史』上・下冊，北京，中華書局。

1960 「冊府元龜多採唐實錄及唐年補錄」『唐史餘藩』北京，中華書局（再版：『唐史餘藩：外一種』北京，中華書局，2004），pp. 234-236.

陳寅恪

1957 「論唐代之蕃將与府兵」『中山大學學報』1957-1（再録：『金明館叢稿初編』（陳寅恪文集之二）上海，上海古籍出版社，1980，pp. 264-276）。

藤井京美

2000 「新舊唐書における仏教記述について——方技伝と隱逸伝を中心に——」吉川忠夫（編）『唐代の宗教』（京都大学人文科学研究所研究報告）京都，朋友書店，pp. 381-406.

古畑 徹

1984 「渤海建国関係記事の再検討——中国側史料の基礎的研究——」『朝鮮学報』
113, pp. 1-52.

1989 「『唐会要』の諸テキストについて」『東方学』78, pp. 82-95.

Golden, P. B.

1972 The Migrations of the Oğuz. *Archivum Ottomanicum* 4, pp. 45-84.

Hamilton, J.

1962 Toquz-Oγuz et On-Uyγur. *Journal Asiatique* 250, pp. 23-63.

羽田 亨

1919 「九姓回鶻と Toquz Oγuz との関係を論ず」『東洋学報』9-1, pp. 1-61 (再録:[羽
田 1957] pp. 325-386).

1957 『羽田博士史学論文集 上巻歴史篇』(東洋史研究叢刊之三之一)京都, 東洋史
研究会.

[回鶻]「唐代回鶻史の研究」[羽田 1957] pp. 157-324.

橋本増吉

1933 「九姓回鶻の問題に就いて」『史潮』3-1, pp. 1-32.

Henning, W. B.

1938 Argi and the “Tokharians.” *Bulletin of the School of Oriental Studies* 9-3, pp. 545-571.

池田 温

1985 「正史のできるまで」『中国の歴史書』(漢文研究シリーズ 12, 『国語展望』別冊)
東京, 尚学図書.

石見清裕

1990 「「九姓突厥契苾李中郎墓誌」初探」昭和 62・63 年度文部科学省科学研究費補
助金研究成果報告書『中央アジア史の再検討』(加筆・再録:[石見 1998]「天
宝三載「九姓突厥契苾李中郎墓誌」」 pp. 205-225).

1995 「唐の内附異民族対象規定をめぐって」堀敏一先生古稀記念論集『中国古代
の国家と民衆』東京, 汲古書院 (加筆・再録:[石見 1998]「唐の内附異民族
対象規定」 pp. 148-175).

1998 『唐の北方問題と国際秩序』東京, 汲古書院.

2005 「沙陀研究史——日本・中国の学界における成果と課題——」『早稲田大学モン
ゴル研究所紀要』2, pp. 121-138.

2010 「中国隋唐史研究とユーラシア史」工藤元男・李成市(編)『アジア学のすすめ 3
アジア歴史・思想論』(早稲田大学アジア研究機構叢書)東京, 弘文堂, pp. 23-42.

岩佐精一郎

1936 『岩佐精一郎遺稿』和田清(編), 東京, 岩佐傳一(発行).

[突厥] 「突厥の復興に就いて」 [岩佐 1936] pp. 77-167.

[碑文] 「突厥毗伽可汗碑文の紀年」 [岩佐 1936] pp. 169-209.

片山章雄

1981 「Toquz Oγuz と「九姓」の諸問題について」 『史学雑誌』 90-12, pp. 39-55.

河内春人

2004 「『新唐書』日本伝の成立」 『東洋学報』 86-2, pp. 35-65.

古賀 登

1971 『新唐書』(中国古典新書) 東京, 明德出版社.

* 特に「解説」 pp. 5-64, 「一 『新唐書』について」 pp. 7-12.

劉 美崧

1989 『唐書回紇伝回鶻伝疏証』 北京, 中央民族学院出版社.

馬 馳

1990 『唐代蕃将』 西安, 三秦出版社.

Mackerras, C.

1972 *The Uighur Empire. According to the Tang Dynastic Histories. A Study in Sino-Uighur Relations 774-840.* Canberra, Australian National University Press.

松田壽男

1930 「弓月についての考」 『東洋学報』 18-4, pp. 90-130 (改訂・再録: [松田 1970] pp. 324-356).

1940 「女国に就いての考」 池内博士還暦記念東洋史論叢刊行会(編) 『池内博士還暦記念東洋史論叢』 東京, 座右宝刊行会, pp. 793-822 (再録: 『松田壽男著作集 4 東西文化の交流 II』 東京, 六興出版, 1987, pp. 153-173).

1956 「突厥勃興史論」 『古代天山の歴史地理学的研究』 東京, 早稲田大学出版部 (増補・再版: [松田 1970] pp. 223-247).

1970 『古代天山の歴史地理学的研究 (増補版)』 東京, 早稲田大学出版部.

護 雅夫

1964 「東突厥官称号考——鉄勒諸部の俟利発と俟斤——」 『東洋学報』 46-3 (加筆・再録: 「鉄勒諸部における eltäbär, irkin 号の研究」 『古代トルコ民族史研究 I』 東京, 山川出版社, 1967, pp. 398-438).

森安孝夫

- 1972 「C. マッケラス著『両唐書より見たウイグル帝国』『東洋学報』55-3, pp. 123-134. (書評)
- 1973 「前号書評 C. マッケラス『両唐書より見たウイグル帝国』補説」『東洋学報』55-4, p. 120. (書評)

西村陽子

- 2005 「唐末五代代北地区沙陀集団内部構造再探討——以«契苾通墓誌銘»為中心」『文史』2005-4, pp. 211-228.
- 2008 「唐末五代の代北における沙陀集団の内部構造と代北水運使——「契苾通墓誌銘」の分析を中心として——」『内陸アジア史研究』23, pp. 1-24.

小野川秀美

- 1940 「鉄勒の一考察」『東洋史研究』5-2, pp. 1-39.
- 1943 「突厥碑文訳註」『滿蒙史論叢』4, pp. 249-425.

榮 新江

- 1991 「唐代河西地区鉄勒部落的入居及其消亡」費孝通(主編)『中華民族研究新探索』北京, 中国社会科学出版社, pp. 281-304.

佐口 透 (訳注)

- 1972 「回鶻伝」佐口透・山田信夫・護雅夫(訳注)『騎馬民族史2 正史北狄伝』(東洋文庫223) 東京, 平凡社, pp. 299-462.

佐藤 長

- 1958 『古代チベット史研究 上巻』(東洋史研究叢刊之五之一) 京都, 東洋史研究会.

角 達之助

- 2001 「ウイグル可汗国の組織体制——「都督」とその命令系統について——」『北海道立北方民族博物館研究紀要』10, pp. 77-99.

谷口哲也

- 1978 「唐代前半期の蕃将」『史朋』9, pp. 1-24.

Tekin, T.

- 1968 *A Grammar of Orkhon Turkic*. Bloomington, Indiana University / The Hague, Mouton.

礪波 護・岸本美緒・杉山正明(編)

- 2006 『中国歴史研究入門』名古屋, 名古屋大学出版会.

* 妹尾達彦・石見清裕「第4章 隋・唐」「3 史資料の解説」(妹尾達彦) pp. 116-126.

章 羣

- 1986 『唐代蕃将研究』台北, 聯經出版事業公司.

史料典拠一覽

- 『旧唐書』 = [後晋] 劉昫等(撰) 北京, 中華書局, 1975.
- 『隋書』 = [唐] 魏徵・令狐德棻等(撰) 北京, 中華書局, 1973.
- 『通典』 = [唐] 杜佑(撰) 北京, 中華書局, 1988.
- 『唐会要』 = [宋] 王溥(撰) 上海, 上海古籍出版社, 1991.
- 『太平寰宇記』 = [宋] 樂史(撰) 北京, 中華書局, 2007.
宋版影印: 『宋本太平寰宇記』 北京, 中華書局, 2000.
- 『冊府元龜』 = [宋] 王欽若等(編) 明版影印: 北京, 中華書局, 1960.
宋版影印: 『宋本冊府元龜』 北京, 中華書局, 1989.
- 『新唐書』 = [宋] 歐陽脩・宋祁(撰) 北京, 中華書局, 1975.
- 『資治通鑑』 = [宋] 司馬光(編著) 北京, 中華書局, 1956.
宋版影印: 四部叢刊初編縮本, 台北, 台湾商務印書館, 1967 (第二版).
- 『全唐文』 = [清] 董誥等(編) 北京, 中華書局, 1983.
- 『補遺』 6 = 『全唐文補遺』 第 6 輯. 陝西省古籍整理辦公室(編), 吳鋼(主編), 吳敏霞(副主編) 西安, 三秦出版社, 1999.
- 『補遺』 7 = 『全唐文補遺』 第 7 輯. 陝西省古籍整理辦公室(編), 吳鋼(主編), 王京陽(副主編) 西安, 三秦出版社, 2000.
- 『昭陵碑石』 = 陝西金石文獻彙集, 陝西省古籍整理辦公室(編), 吳鋼(主編) 西安, 三秦出版社, 1993.